

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 努

1 日時

平成 28 年 3 月 22 日（火曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 3 時 21 分散会

（うち休憩 午前 10 時 11 分～午前 10 時 14 分、午前 10 時 15 分～午前 10 時 18 分、
午前 11 時 52 分～午後 1 時、午後 2 時 55 分～午後 3 時 11 分）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

佐々木努委員長、佐々木朋和副委員長、関根敏伸委員、阿部盛重委員、工藤勝子委員、
福井せいじ委員、千葉絢子委員、五日市王委員、千田美津子委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤澤担当書記、中村担当書記、谷藤併任書記、菊池（優）併任書記、菊池（芳）併任書記

6 説明のために出席した者

（1）保健福祉部

佐々木保健福祉部長、細川副部長兼保健福祉企画室長、
野原副部長兼医療政策室長、菅原医務担当技監、佐野医師支援推進室長、
中居参事兼長寿社会課総括課長、小川保健福祉企画室企画課長、
五日市健康国保課総括課長、藤原地域福祉課総括課長、
伊藤障がい保健福祉課総括課長、南子ども子育て支援課総括課長、
朽木子ども子育て支援課特命参事、葛尾医療政策室医務課長、
高橋医療政策室地域医療推進課長、佐々木医師支援推進室医師支援推進監

（2）環境生活部

根子環境生活部長、津軽石副部長兼環境生活企画室長、
松本環境担当技監兼環境保全課総括課長、大泉廃棄物特別対策室長、
千葉若者女性協働推進室長、白岩技術参事兼県民くらしの安全課総括課長、
小野寺環境生活企画室企画課長、
小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
田村資源循環推進課総括課長、清水自然保護課総括課長、
小島県民くらしの安全課食の安全安心課長、
中野県民くらしの安全課県民生活安全課長、

後藤県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、
中里若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、
吉田若者女性協働推進室NPO・文化国際課長

(3) 医療局

八重樫医療局長、金田医療局次長、佐野医師支援推進室長、
小原経営管理課総括課長、小笠原職員課総括課長、村田医事企画課総括課長、
三田地業務支援課総括課長、佐々木医師支援推進室医師支援推進監、
本庄業務支援課薬事指導監、高橋業務支援課看護指導監

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 保健福祉部関係審査

(請願陳情)

受理番号第12号 介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める請願

(議案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

イ 議案第55号 民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第56号 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

エ 議案第57号 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例

オ 議案第58号 指定障がい児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第9号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める
請願

(2) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

イ 議案第52号 県民生活センター条例の一部を改正する条例

ウ 議案第53号 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の
一部を改正する条例

エ 議案第79号 岩手県食の安全安心推進計画の策定に関し議決を求めることについ
て

オ 議案第80号 岩手県環境基本計画の変更に関し議決を求めることについて

- カ 議案第81号 いわて男女共同参画プランの変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第82号 岩手県地球温暖化対策実行計画の変更に関し議決を求めることについて

(3) 医療局関係審査
(議案)

- ア 議案第4号 平成27年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)
- イ 議案第74号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

(4) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐々木努委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日の日程であります。請願陳情受理番号第12号介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練(委託訓練)制度の継続実施等を求める請願については、当環境福祉委員会及び商工文教委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて商工文教委員会との協議が必要になる可能性があることから、商工文教委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

初めに、保健福祉部関係の請願陳情について審査を行います。

受理番号第12号介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練(委託訓練)制度の継続実施等を求める請願を議題といたします。なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち1、3及び4でありますので、御了承願います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○小川企画課長 それでは、お手元にお配りしております介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練(委託訓練)制度の継続実施等を求める請願に係る説明資料に基づいて、まず私のほうから請願項目1について御説明申し上げます。

介護福祉士等修学資金貸付制度でございますが、まず介護福祉士等修学資金貸付事業について御説明申し上げますと、この事業は社会福祉士または介護福祉士の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸し付け、県内の社会福祉士等の確保を図ることを目的として行っているものでございます。

事業の経緯、予算措置についてであります。国が平成20年度第2次補正予算において制度を創設したことに伴い、本県では岩手県社会福祉協議会が行う修学資金貸付事業に対し補助を行うことといたしまして、平成21年度から同協議会による貸し付けが行われているところでございます。

国の平成 23 年度第 3 次補正予算におきましては、被災地の福祉、介護人材の確保を目的に必要な原資が積み増しされたところでありますが、加えて平成 24 年度、国の経済危機対応・地域活性化予備費等の活用におきまして、これまでのスキームに加えて、生活困窮世帯の子供に対しての生活費加算制度が新設されたところでございます。

また、介護福祉士の資格取得方法の見直しによりまして、平成 27 年度からは実務者研修受講者に対する貸し付けもメニューとして追加されているところでございます。

事業費及びその財源については下の表のとおりでありまして、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 24 年度の合計で 8 億 4,200 万円余の事業費となっております。財源につきましては、平成 20 年度は国庫 10 分の 10、平成 23 年度は国庫 4 分の 3 で県費 4 分の 1、平成 24 年度は国庫 4 分の 3 で県費 4 分の 1 という内訳となっております。

2 ページに参ります。この下表の貸付事業の状況であります。まず、介護福祉士等修学資金貸付につきましては、貸付金額は、表のとおり月額 5 万円のほか、入学準備金 20 万円、就職準備金 20 万円、それから先ほど申し上げました生活費加算という内容になってございます。資格取得後、県内の社会福祉施設等に 5 年間従事した場合は全額免除ということになってございます。

実績につきましては、中段の表のとおりでありまして、新規の欄の右側合計のとおり、これまで 362 人の方に貸し付けを行っているところでございます。

続きまして、実務者研修受講者に対する資金貸し付けであります。貸付金額は 20 万円となっております。返還免除の扱いにつきましては、介護福祉士等修学資金貸付の規定に準ずることとなっておりますが、現時点での実績はなしという状況でございます。

3 ページに参ります。貸付事業の拡充等についてでございます。国では、平成 27 年度補正予算におきまして、再就職準備金の貸し付けや、養成施設入学者に対する修学資金貸し付け等に要する経費への補助を予算措置したところでありまして、これは、国庫補助定額で 10 分の 9 相当の額でございます。これを受け、県でも 2 月補正で予算措置をさせていただいたところでございます。貸付事業の拡充及び創設事業におきましても、岩手県社会福祉協議会に対して補助を行う予定で取り進めているところでございますが、県費の 10 分の 1 相当につきましては、特別交付税措置の対象とされておりまして、年度ごとの貸付実績にあわせて予算措置する予定としております。

今回の拡充の内容につきましては中段の表のとおり、一つ目は再就職準備金の貸し付けでありまして、就職準備金として 20 万円を貸し付けるというものでございますが、県内で 2 年間、介護職員として継続従事した場合は、全額返還免除という形になっております。

それから、二つ目の養成施設入学者への修学資金貸し付けであります。国家試験対策費用として、年額 4 万円の貸し付けが新たにメニューに追加されてございます。これまでと同様、県内で 5 年間、介護業務に継続従事した場合は、全額返還免除となっております。

三つ目の実務者研修受講費用の貸し付けでありまして、研修受講費用 20 万円の貸し付けということで、これは従前からあるメニューでございますが、県内で 2 年間、介護職員と

して継続従事した場合は全額返還免除されるということで、これまでのメニューにある5年間従事から要件が緩和されているところでございます。

○中居参事兼長寿社会課総括課長 引き続きまして、請願項目3、4について御説明申し上げます。

まず、請願項目3、教員の資質向上のための再教育に対する財政的支援等措置を講じることについてであります。介護福祉士養成施設教員に対する教育につきましては、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が実施しておりまして、本県は直接かかわってはおりません。

4ページをごらん願います。上の表のと通りの分野及び科目について教育がなされているわけですが、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会では会員養成校の教員を対象として介護教員講習会を開催しておりまして、平成26年度は、東京都及び広島県で開催し、計172人が受講したとでございます。この講習会の費用につきましては、平成23年度までは国から補助金が交付されておりましたが、平成24年度以降はその補助金が廃止されまして、同協会及び受講者の負担により開催しているという背景がございます。

次に、請願項目4、養成施設に対する経常費及び施設設備拡充のための財政的支援を講じることにつきましては、文部科学省と厚生労働省が共管する介護福祉士養成大学等には文部科学省からの補助がございますが、厚生労働省が所管する専門学校には補助制度がないという背景がございます。参考までに、岩手県内で介護福祉士養成施設を運営する法人は、学校法人4法人、一般財団法人1法人の計5法人でございます。このうち学校法人の運営に対しては、総務部が所管しております県単の私立専修学校運営費補助金を交付されておりますが、一般財団法人の運営に対しては補助制度ございません。なお、公益社団法人日本福祉士養成施設協会におきましては、先ほど小川企画課長から説明のありました項目も含めまして、昨年10月30日、ほぼ同様の要望書を厚生労働大臣宛てに提出しているということでございます。

○佐々木努委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、よってこれらの請願は採択と決定いたしました。暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 再開いたします。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、商工文教委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木努委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 再開いたします。

商工文教委員会においては、修正なしということであります。ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、受理番号第 12 号介護福祉士等の修学資金貸付制度の拡充・強化及び離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める請願の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条第 2 項、第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○細川副部長兼保健福祉企画室長 議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

お手元の議案（その 1）4 ページをお開き願います。議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3 款民生費の 2 億 3,829 万 7,000 円の減額のうち、2 項県民生活費と 5 項災害救助費を除く 2 億 821 万 7,000 円の減額と、次のページに参りまして、4 款衛生費 1 億 9,637 万 8,000 円の減額のうち、2 項環境衛生費を除く 6,842 万 8,000 円の減額で、合わせて 2 億 7,664 万 5,000 円の減額補正

となり、当部関係の補正後の歳出予算総額は、さきに議決となった補正予算（第5号）を含め1,349億2,919万5,000円となるものであります。補正予算の内容につきましては、便宜お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の24ページをお開き願います。平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）につきましては、全て職員給与費の補正でありまして、人事委員会勧告に伴う職員給与改定及び人事異動等に伴う年間の所要額の調整を行おうとするものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は1億1,573万3,000円の減額、26ページに参りまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費は7,472万8,000円の減額、4目児童福祉施設費は609万6,000円の減額、27ページに参りまして、4項生活保護費、1目生活保護総務費は1,166万円の減額、29ページに参りまして、4款衛生費、1項公衆衛生費、1目公衆衛生総務費は1,296万8,000円の減額、31ページに参りまして、3項保健所費、1目保健所費は6,372万円の減額、32ページに参りまして4項医薬費、1目医薬総務費は826万円の増額となるものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第55号民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤原地域福祉課総括課長 議案第55号民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案（その3）の217ページをお開き願います。便宜お手元に配付しております資料、民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案（議案第55号）の概要により御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨についてであります。宮古市等の民生委員の定数を増加しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。宮古市、大船渡市、雫石町、紫波町、矢巾町の

民生委員の定数をそれぞれ表に記載のとおり増加しようとするものであります。この考え方ですが、点線の囲みの欄をごらん願います。民生委員の任期は、民生委員法の規定により3年と定められており、現任委員は平成28年11月30日をもって任期満了を迎え、平成28年12月1日に3年に1度の全国一斉改選が行われます。

民生委員の定数は、民生委員法第4条により、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、知事が市町村の区域ごとに、市町村の意見を聞いて条例で定めることとされております。厚生労働大臣の定める基準は、表のとおり、人口10万人以上の市、人口10万人未満の市、町村の区分ごとに、右欄の配置基準にある数値の間の世帯ごとに1名となっております。

本県では、来期に必要となる定数について、中核市である盛岡市を除く32市町村から意見聴取したところ、5市町から増員要望がありました。今回要望のあった市町は、いずれも厚生労働大臣の定める基準内で増員を図ろうとするものであり、その理由も災害公営住宅の建設に伴う世帯数の増加や、開発地域における世帯数の増加など、地域の状況の変化に対応するものであり、適当と認められることから、民生委員の定数を増加しようとするものであります。

最後に、3の施行期日であります、この条例は平成28年12月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 この条例案というより、民生委員そのものについてお伺いしたいのですが、現在、県内各地域における民生委員のなり手についてはどのような状況になっているのでしょうか。さまざまな町内会等でなり手が不足していると聞いているのですが、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○藤原地域福祉課総括課長 現在、盛岡市を除く32市町村の条例定数の合計数は2,861人になりますが、欠員が41人であり、充足率は98.6%でございます。欠員の多くは、沿岸の被災地等において民生委員自身が亡くなられたケースでございますが、欠員を生じつつもおおむね充足しておりますし、不足しているところについては、生活支援員等を配置して協力体制をとっているところでございます。

それから、民生委員のなり手が不足しているということについて、確かに課題としてはいろいろ挙げられておりますけれども、例えば北上市では福祉協力員というものを配置したり、奥州市ではご近所福祉スタッフというものを配置するなど、民生委員に協力し、その活動をサポートするような仕組みづくりを進めているところもありますので、県としても、他の市町村でもそのような取り組みが広まるよう情報提供等を行っておりますし、民生委員の重要性などについて住民の理解を深めていくための活動などにも取り組んでおります。また、研修会の開催や意見交換会の実施などにより、民生委員の知識の習得や負担の軽減にも努めてございます。

○福井せいじ委員 今の御説明は非常にわかりやすく、理解しました。いずれさまざまな

町内会において、民生委員の仕事自体が負担になっており、なった方が非常に苦勞なさっているということは確かだと思いますので、福祉協力員などのサポートスタッフの配置や住民の理解、また民生委員自体の仕事量の負担を軽減するような取り組みについて、今後ともぜひ鋭意努力していただきたいと思います。

○木村幸弘委員　ただいまの質問と関連して、今民生委員の定数をお聞きしたのですが、配置基準について、例えば 2,861 人の定数に対する世帯数の平均はどのぐらいになっているのでしょうか。それから、もしおわかりであれば、いわゆる世帯の上限枠いっぱいのところ定数を確保しているような実態はあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤原地域福祉課総括課長　民生委員の定数に対する世帯数の平均については、たしか数値が算出されておりましたので、あとで御説明したいと思います。

それから、上限枠いっぱいでの定数確保の実態ということにつきましては、例えば今回、宮古市では世帯数をこの基準で割り返した場合の上限ぎりぎりになっております。また、主に合併した市町村などで、上限を超えているところもございます。町村のほうがどちらかというと手厚い配置になっておりますので、例えばその町村同士が合併して市の区分になった場合に基準を超えてしまうことがあります、そのような場合には、国の通知により、民生委員の活動に支障が生じないよう柔軟に対応してよいことになっておりまして、本県でも合併した市町村については定員を超えている場合もございます。そのようなところにつきましては、民生委員の活動に支障が生じないよう、市町村ごとに順次見直していくというような形になっておりまして、こちらとしては、定数の枠内に何が何でも強制的に抑えるというような指導はしておりません。

○木村幸弘委員　いずれ先ほど福井せいじ委員からもお話のあったとおり、なり手不足という問題もあり、やはり民生委員 1 人当たりに対する負担がかなり大きくなってきているような感じがします。高齢化が進むことによって、どうしても世帯数が増加するということもありますので、各民生委員が世帯をどれだけ受け持ち、どのような負担を抱えているのか、その実態について今後注視していく必要があるのではないかと考えております。そのような状況について、県内の関係市町村との意見交換会や協議の中で、課題等が示されているとすれば、その辺についてもお示しいただければと思います。

○藤原地域福祉課総括課長　各市町村には民生児童委員協議会というものが設置されておりまして、町村は原則一組織ということになっておりますが、市によっては複数の場合もございます。岩手県内には、盛岡市を除いて 143、盛岡市を含めて 171 の民生児童委員協議会がございまして、そこが活動の母体となり、その中で民生委員同士が話し合ったり、あるいは会長、副会長による指導を行いながら活動しておりますし、それらを束ねた県の民生児童委員協議会がございまして、そのような場で研修や意見交換会等を開催して、さまざまな情報共有や悩みの相談などを行っているところでございます。

○木村幸弘委員　その協議会の中で、何か課題等を検討しているものがないか、民生児童委員協議会との関係の中で、県として一緒に参加したりしながら、その課題の認識の共有

を図っていくというようなことを行っているのでしょうか。

○**藤原地域福祉課総括課長** 県も広域振興局等の単位で民生委員の研修や意見交換会等を開催しておりまして、そのような場で意見を聞いたり、あるいは年に1度、会長、副会長研修というものを開催しておりまして、各民生委員児童委員協議会の会長、副会長が総勢400人近く集まる中での研修や懇親会等の場で、いろいろと意見交換を行ったり、今後の課題等について協議しているところでございます。

○**工藤勝子委員** 1点だけ教えていただきたいと思います。主任児童委員制度というものがありますが、県内の民生委員の定数2,861人は、主任児童委員も含まれた人数なのでしょうか。

○**藤原地域福祉課総括課長** 主任児童委員につきましては、民生委員とは別に基準がございまして、民生委員の場合、各地区の民生児童委員協議会ごとに、世帯数の規模に応じて3人または2人というように定められておりますが、主任児童委員はこれとは別の基準が国から別途示されておりまして、岩手県内では、盛岡市を除いて299人、盛岡市を含めて合計355人となります。これは主任児童委員を兼ねている民生委員ということで、今回の条例案における定数とはまた別に定めております。

○**工藤勝子委員** たしか民生委員と主任児童委員の任期が少しずれていたものを、一斉改選に向けて合わせたような記憶がありましたので、今回は、主任児童委員についても改正等があるかと思ったのですが、違うんですね。

○**藤原地域福祉課総括課長** 民生委員と主任児童委員については一斉改選としておりますので、今回は、都道府県が条例で定めることとされている、地区ごとに置かれる民生委員の定数についての条例改正であります。その条例とは別に、国の基準で配置している主任児童委員についても、平成28年12月1日に一斉改選されるということになります。

○**阿部盛重委員** 民生委員の研修について、以前も確認しておりますが、民生委員の中には、例えば児童相談所などの連絡先や場所等を把握されていない方がいらっしゃるというような実態がありまして、会長、副会長クラスの研修では、そういう話もされるのでしょうか。けれども、一般の民生委員まではそのような情報が行き届かないということも一つありますし、いろいろな資料を研修会でお渡しするそうですけれども、重点事項やポイントとなるとところがよくわからないというような話も研修後に聞いておりますので、そのあたりの改善についてはどうなさっているのかお聞きします。

○**藤原地域福祉課総括課長** 確かに研修の際は、さまざまな制度改正等の内容について集中して御説明しますので、一件一件の詳しい説明については行き届かない部分があるかもしれませんが、新任の研修、中堅委員の研修、会長、副会長の研修と、さまざまな機会での研修を行っておりますし、さらに、研修終了後は各地区の民生委員児童委員協議会ごとに研修を行うことになっております。そのような機会の中で何とか理解を深めていただければというところであり、直接県に対してはそのようなお話は特に伺ってはおりませんけれども、もしそのような実態があるのであれば、今後の研修の中でもっとかみ砕いて

説明等を行っていくよう周知したいと思います。

○阿部盛重委員 要は、研修はするけれども、受けるほうがどこまで把握しなくてはいけないかという問題で、例えば、児童虐待の件で児童相談所に通告するにしても、通告のレベルがわかりづらいという話があり、そのような研修も多分されているはずなのですが、一般の民生委員までを対象にした、ある程度統一された研修が必要ではないかと思うのですが、そのあたりどうでしょうか。

○藤原地域福祉課総括課長 これまでそのような話は把握しておりませんでしたが、そういう実態があるのであれば、振興局等で開催するものなど、人数が絞られた形の研修の中では、かみ砕いた形で説明等を行うように工夫していきたいと思います。

○阿部盛重委員 盛岡市でそのような実態があるということは、県内各地域でもあり得るということだと思いますので、そういう部分に十分配慮しながら研修していただきたいと思います。

○千田美津子委員 民生委員の果たす役割は、子供に関することから高齢者に関することまで本当に幅広く重要なものですが、人口減少社会の中で、特に農村部において世帯数が減るなどして国の参酌基準に到底及ばない地域がかなりありまして、国では柔軟に対応するということが現在取り組んでいただいているとは思いますが、今回定数増加となる5市町以外に、世帯数は減っているけれど民生委員はふやしてほしいというような要望については、対応できる状況にあるのでしょうか。

○藤原地域福祉課総括課長 今回の定数につきましては、個々の市町村ごとにヒアリングを行い、必要数についてお聞きした上で決めておりますが、増員要望があったのは今回定数増加となる5市町でありまして、それ以外の市町村からの増員等の要求はございませんでした。

○千田美津子委員 そうしますと、例えば一関市と奥州市は人口10万人以上であり、国の配置基準では、170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに1名ということになっていますが、現状は、例えば民生委員の配置が少ないところでは、民生委員1名に対して何世帯ぐらいになっているのか、もしわかればお聞きしたいと思います。

○藤原地域福祉課総括課長 奥州市や一関市は、先ほども申し上げましたように合併しておりますので、この配置基準を超えた形で配置をしております。ただそれは、もともと少ない世帯ごとに民生委員を置いている町村部が合併して市の区分になったということで、現在の民生委員の定数上は市の定数基準、参酌基準の上限を超えているのですが、それについては合併町村のため柔軟に対応するというので、もとの旧市町村での配置人数を合計した数字の中で対応しております。

それから、先ほど木村幸弘委員から御質問のありました、民生委員1人当たりの世帯数の平均につきましては、135世帯となっております。

○佐々木努委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 56 号指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中居参事兼長寿社会課総括課長 議案（その 3）、218 ページをお開き願います。議案第 56 号指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。便宜お手元に配付してございます指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（議案第 56 号）の概要で説明いたしますので、概要のほうをごらんください。

1、改正の趣旨でございますが、介護保険法の改正により、地域密着型通所介護が創設され、同時提供可能利用者の上限が 18 人以下となる指定療養通所介護事業所等の小規模の通所介護事業所が、市町村が指定、監督を行う地域密着型サービスに移行することから、指定療養通所介護に係る設備及び運営に関する基準を廃止する等所要の改正をしようとするものでございます。

条例改正の背景について説明いたしますので、2 ページをお開き願います。

まず、1 では、既に御案内のとおり、介護サービスの類型を図でお示してございます。図の右側をごらん願います。訪問介護あるいは通所介護など在宅でのサービスの提供を受ける居宅系のサービスや、特別養護老人ホーム等の施設でサービスの提供を受ける入所系のサービスがございしますが、これらは広域利用型として都道府県知事が指定、監督をしておりまして、各サービスの設備及び基準につきましては、国の基準省令に準じて県条例で定めております。

一方、同じ図の左側をごらん願います。小規模、多機能型サービス及び認知症グループホームや入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホーム等につきましては、地域密着型のサービスとして保険者である市町村の長が指定、監督をしており、市町村等の条例で各サービスの設備及び基準を定めております。

2 の図をごらん願います。本年 4 月 1 日から施行されます改正介護保険法におきましては、前年度 1 カ月当たりの平均利用延べ人数が 300 人以下の小規模な通所介護の事業所については、大規模型または通常規模型の通所介護事業所のサテライト施設となるか、利用

定員 18 人以下の地域密着型通所介護事業所となるか、あるいは小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト施設に移行することとなります。地域密着型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所は、地域密着型サービスとなりまして、保険者である市町村が指定、監督をすることとなります。また、現在県で指定、監督をしております療養型通所介護事業所につきましては、利用定員が 9 人以下でありますことから、地域密着型サービスに移行することとなります。

この制度改正に伴いまして、3 ページをごらん願います。厚生労働省の基準省令が改正されたことから、省令改正に準ずる形で県の条例を改正しようとするものでございます。

また 1 ページにお戻り願います。2 の条例案の内容でございますが、指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、(1)のとおり、指定療養通所介護に係る規定を削除するとともに、所要の整備をしようすることと、あわせて(2)、(3)のとおり、関係条例を改正しようとするものでございます。

3 の施行期日でございますが、平成 28 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。なお、この条例改正によりまして、県の指定管理から、保険者である市町村の指定管理に移行する事業所は、現時点では 147 事業所となる予定でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 57 号指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤障がい保健福祉課総括課長 議案（その 3）、230 ページをお開き願います。議案第 57 号指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。便宜お手元に配付してございます資料に沿って説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてでございますが、厚生労働省令の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、

設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、省令を参酌して定めております本県の条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容についてでございますが、まず(1)について、介護保険制度の指定地域密着型通所介護事業所が提供する指定地域密着型通所介護を、基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）とする場合の基準を規定しようとするものでございます。

基準該当の障害福祉サービスにつきましては、資料の4ページをお開き願います。図の下に説明がございますが、県が指定する基準に満たない場合でも、介護保険事業の基準を満たし、市町村から認可を受けた事業所がサービスを提供した場合に、障害者総合支援法の給付がされるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、具体的な内容について御説明申し上げたいと思います。2の改正の内容(1)の括弧でくくってあるところに記載しておりますが、従来より、障がい者は介護保険制度に規定する指定通所介護事業所の利用が可能でございましたが、今般の介護保険法の改正により、従来の県が指定していた指定通所介護事業所は、県が指定する通所介護事業所と、新たに創設された事業形態である地域密着型通所介護事業所を含む指定地域密着型サービスとして市町村が指定するものと分かれることとなり、これに伴い、県が指定する指定通所介護事業所に加えて、市町村が指定する指定地域密着型通所介護事業所についても、障がい者の利用を可能とするよう事業等の人員、設備及び運営に関する基準を追加するものでございます。なお、下の図では、右下の楕円で囲んである地域密着型通所介護事業所の基準を追加するものとなっております。

1ページにお戻りいただきまして、2の条例案の内容の(2)についてでございますが、介護保険制度の指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを、障害福祉サービスの基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）とみなす場合の基準を規定しようとするものでございます。これまで特区により認められていた、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供している障がい者に対する通いサービスについて、国の省令改正に伴い特区制度を廃止し、全国展開することとされたことから、この通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）とみなす場合の登録定員等の基準を規定しようとするものでございます。

次に、(3)についてであります。これは省令の改正に伴いまして文言の整理など所要の整備を行おうとするものでございます。

3の施行期日であります。この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 58 号指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤障がい保健福祉課総括課長 議案（その 3）、237 ページをお開き願います。議案第 58 号指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。便宜お手元に配付してございます資料により御説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてでございますが、厚生労働省令の児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、省令を参酌して定めております本県の条例について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容についてでございますが、まず（1）につきましては、先ほどの議案第 57 号と同様、介護保険法の改正に伴うものであり、介護保険制度の指定地域密着型通所介護事業所が提供する指定地域密着型通所介護を基準該当児童発達支援等とみなす場合の基準を規定するものでございます。

具体的な内容につきましては 2 ページ目の 2 の改正の内容（1）のとおりでございます。県が指定する指定通所介護事業所に加えまして、市町村が指定する指定地域密着型通所介護事業所についても、障がい児の利用を可能とするよう事業等の人員、設備及び運営に関する基準を追加するものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、2 の条例案の内容の（2）、介護保険制度の指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを、基準該当児童発達支援等とみなす場合の基準を改めることについてでございますが、こちらも同様に、これまで特区制度により認められておりました、指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する障がい者に対する通いサービスを、基準該当自立訓練とみなす取り扱いの全国展開に伴い改正するものであり、点線囲みの 2 段落目にございますとおり、障がい児が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する際の登録定員の算定方法を改めるものでございます。

次に（3）、指定児童発達支援事業者が必要な援助を行うよう努めなければならない施設に、義務教育学校の前期課程を追加することでございますが、今般の学校教育法の一部改正によりまして、小中一貫教育を行う義務教育学校が創設されることに伴い、小学校と同

じ学齡の児童が在籍する義務教育諸学校の前期課程に対しても相談に応じるよう改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千田美津子委員 今御説明いただいた概要の1ページの(2)について、障がい児の利用できるサービスには変更はないというものの、現場の施設の現状や、それに対応する人員の実態はどのようなものであるのかお伺いいたします。

○伊藤障がい保健福祉課総括課長 現場の施設の設備や人員につきましては、本条例に定める基準に沿わなくては事業を実施できませんので、基準に基づく体制で運営されているものと考えてございます。それらの設備や人員が足りているかどうかというお話かと思いますが、具体的な人員や設備につきましては、提供するサービスによりさまざま異なるものでありまして、いずれ基準に基づき運営しているということになります。

○佐々木努委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第9号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○葛尾医務課長 それでは、お手元に配付しております、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願に係る説明資料に基づきまして、医師、看護職員、介護職員それぞれの職ごとに御説明を申し上げます。

初めに、1の医師について、(1)の人口10万人対医師数は、全国、岩手県とも増加傾向にあります。全国との差は拡大している状況です。参考までに、最多は京都府の307人、最少は埼玉県の152人となっております。続いて、(2)の全国、岩手県の医学部定員増加の推移について、医師の養成数は平成9年までの閣議決定で抑制されておりましたが、全

国的な医師不足を背景に、平成 20 年度から入学定員を増加する措置がとられております。ちなみに、本県でも平成 20 年からは地域枠の創設などにより対応しておりますが、平成 19 年と平成 28 年の比較では、全国では 1,637 人、率で言うと 21.5%の増加、本県では 50 人、率で言うと 62.5%の増加という状況になってございます。

次に、2 の看護職員について、(1)の人口 10 万人対看護職員数は、全国、岩手県とも増加傾向にあり、医師とは反対に、岩手県は全国より上位にあるという状況でございます。続いて、(2)の全国、岩手県の看護師等学校養成所の定員の推移については、医師との比較の関係から、平成 19 年からデータをとっておりますが、平成 19 年と平成 28 年とを比較しますと、全国、岩手県とも増加しておりまして、全国では 7,794 人、率で言うと 11%の増加、本県では 28 人、率で言うと 4.4%の増加という状況になってございます。ちなみに、平成 28 年度の全国については、まだデータが確定せず空欄になっております。また、本県では平成 27 年度から平成 28 年度にかけて 48 人増加しておりますが、内訳は県立宮古高看の 8 人と、盛岡市内に 4 月に開校する民間の養成校の 40 人となっております。

(3)の就業場所別看護職員数については、本県の看護職員 1 万 7,305 人のうち、病院勤務が 1 万 216 人、約 6 割となっております。実数ではなく伸び率が高いのは介護保険施設や社会福祉施設、あるいは居宅サービス事業所等でありまして、この二つの実人員を足し合わせると、診療所、助産所の看護職員とほぼ同数となるというような状況になります。

2 ページ目をお開き願います。(4)の夜勤の状況ですが、日本看護協会による全国的な調査によりますと、三交代制、二交代制で分けますと、三交代制では 8 時間以上 9 時間未満が 82.2%、二交代制では 16 時間以上 17 時間未満が 54.2%と、この時間帯の拘束時間が一番多くなっているという状況になっております。夜勤回数について、県内の病院での夜勤回数は、三交代制で 7.3 回、二交代制で 4.5 回。全国の病院での夜勤回数は、三交代制で 8.5 回、二交代制で 4.6 回となっております、いずれも県のほうがやや少ないという状況でございます。

(5)の国の取り組みについては、①の診療報酬の見直しが措置されておりますほか、②の新人看護職員の卒後臨床研修の努力義務化、③の勤務環境改善支援センター設置の努力義務化、④の離職した看護職員のナースセンターへの届出の努力義務化等により、離職防止対策や潜在看護師対策がなされているという状況になっております。

次に、3 の介護職員について、(1)の本県の介護職員の不足見込み数についてでございますが、全国一律の基準で行ったいわていきいきプラン 2017 における推計では、平成 29 年度には約 3,600 人、平成 37 年度には約 5,000 人が不足すると見込まれております。なお、この推定には新たな取り組みの効果は含まれていないものであります。

(2)は全国の介護職員の労働時間等の過去 5 年の平均の状況であります、1 週間当たりの労働時間数は約 38 時間前後となっております。1 週間当たりの残業時間数は 4.8 時間前後で推移しておりましたが、平成 26 年度は、要因は不明なのですが 1.8 時間に減少しております。1 カ月当たりの深夜勤務回数は 4.5 回から 4.6 回で推移しております。

(3)は全国及び本県の介護職員の離職率の状況でございます。全国の介護職員の離職率は17%前後で推移し、全産業と比較しても高い状況にあります。本県の介護職員の離職率は11%前後で推移しており、全国より低い状況となっております。

(4)は、国の取り組みについてでございます。介護職員の給与増を図るなど処遇改善に取り組む事業所に対しては、平成21年度から平成23年度まで介護職員一部改善交付金が交付されておりましたが、平成24年度の介護報酬改定に合わせ、介護報酬に介護職員処遇改善加算制度が創設され、介護職員1人当たり1万5,000円が加算されることとなりました。なお、平成27年度の介護報酬改定においては、従前の取り組みに加え、さらなる処遇改善に取り組む事業所に対して1人当たり1万2,000円相当の加算が上乘せられ、合計で最大2万7,000円相当が加算されるところとなっております。

○佐々木努委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 ただいま御説明いただいた内容について二、三お聞きします。

まず、看護職員の就業環境の改善について、2ページの(5)、国の取り組みの③、勤務環境改善支援センター設置の努力義務化というものがありますが、これについて設置はされたかと思いますが、今現在どういう取り組みをされていて、どのような成果が上がっているのか、あれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○葛尾医務課長 県では昨年度、支援相談員を配置した上で、勤務環境改善支援センターを設置しております。取り組みの中身については、まず全病院への制度の普及啓発、ニーズ調査、説明会、意見交換などを行いまして、それを踏まえて医療機関の個別指導として、病院の訪問やアドバイザーの派遣などを行っております。加えて、勤務環境改善に係る事業を進める事業所に対しては、補助金を創設して支援を行うという状況でございます。

○福井せいじ委員 もう一つ、勤務形態についてお聞きしたいのですけれども、県立病院では、看護職員の二交代制、三交代制について、どのような対応をなさっているのですか。

○佐々木保健福祉部長 保健福祉部長ではなく、前医療局長としての答弁になりますが、私が承知している限り、県立病院では三交代制であります。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「不採択」「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 採択、不採択あります。採択、不採択のほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木努委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。な

お、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木努委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

○福井せいじ委員 医師、看護師、介護職員等の勤務環境の改善と大幅増員等を求める意見書ということで、要望項目の2番には、十分な確保策を講ずることとなっておりますが、この大幅増員という文言は一体どういう意味なのかということが非常に議論になりまして、このことについて確認をしたいのですが。どれだけふやせばいいのですか。

○佐々木努委員長 もし請願者から趣旨を御確認いただいたのであれば、説明できる方はいらっしゃるいませんか。ほかの委員の方々と、修正する必要があると思われる方はいらっしゃいますか。

○千田美津子委員 現状では大幅に人材が不足していることからこのような請願の文案になっているので、私はこれでいいと思います。

○佐々木努委員長 そういう意見がございますが、それでよろしいでしょうか。

○福井せいじ委員 どうぞ。

○佐々木努委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からいわての子どもの貧困対策推進計画について、ほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○南子ども子育て支援課総括課長 それでは、私のほうから2件御説明を申し上げたいと思います。

まず、1件目であります、いわての子どもの貧困対策推進計画について御説明を申し上げます。お手元に配付しております資料をごらんいただきたいと存じます。さきの12月定例会での当委員会におきまして、子どもの貧困対策に係る計画についてパブリックコメントを実施する旨の御説明をさせていただいたところでございますが、今般パブリック

コメントの意見を計画に反映させた上で、最終案を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

初めに、1の策定の趣旨でございますが、この計画は子供の貧困対策を総合的に推進するために策定するものでございます。

次に、2の計画策定の経過でございますが、本計画につきましては、外部有識者等で構成するいわての子どもの貧困対策推進計画検討委員会を設置いたしまして、計画案について御検討いただいていたところでございます。また、パブリックコメントについては、平成27年12月10日から平成28年1月10日の期間に実施をしたところでございます。

次に、3のパブリックコメントの意見の反映状況についてでございますが、3人の方から合計10件の御意見をいただいたところでございます。10件の意見に係る対応につきましては、意見を反映して計画を修正したものが3件、意見の内容と計画の内容と趣旨が同一であると考えられるものが5件、今後の施策に推進段階において参考とさせていただくこととしたものが2件となっております。

そのうち主な意見と対応につきましては、(3)に記載をしておりでございますが、例えば、アのひとり親家庭の子供を対象とした居場所づくりを実施してほしいという意見に対しましては、貧困の状況にある子供への支援に向けた取り組みについて追加したところでございますし、イの県の広域振興局に配置しております母子・父子自立支援員等への研修について、民間団体と協力しながらの実施を検討してほしいという意見に対しましては、民間団体とも連携をしながら実施することを追加したところでございます。これらの意見に対する所要の修正を行いまして、計画の最終案について取りまとめをさせていただいたところでございます。

計画の最終案の概要及び本文につきましては、次のページ以降にお示ししてございますので、後ほどごらんいただければと思います。以上でいわての子どもの貧困対策推進計画案の概要についての御説明を終わります。

引き続き2件目でございますが、児童虐待防止アクションプランの概要について御説明申し上げます。お手元に配付いたしております資料をごらんいただきたいと思います。児童虐待防止アクションプランについては、昨年の9月定例会の本委員会におきまして、改定の方向性について御説明させていただいたところでございますが、今般最終案を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

まず、1の計画策定の経緯、趣旨でございますが、(3)にございますとおり、本プランは児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を実践するための行動計画として策定しているものでありまして、今般平成28年度を始期とする第4期アクションプランを策定するものでございます。

次に、2の計画期間、進行管理についてでございますが、平成32年度までの5年間を計画期間といたしまして、毎年度、県において実施状況を把握し、その内容を岩手県要保護児童対策地域協議会に報告した上で助言等をいただきながら進行管理するものであります。

3の改定の主なポイントと対応する取り組みについてでございますが、全国の児童虐待死亡事例等を検証した国の審議会の報告書における提言や本県の検証委員会からの提言の内容のほか、被災地域における支援、さらには現行のアクションプランの取り組み状況を踏まえ、虐待の発生予防、相談機能と対応の充実などに配慮しながら見直しを行ったものであります。

4の計画の体系図についてでございますが、本プランはアクションⅠからアクションⅣまでの四つの柱により構成をされております。取り組み項目といたしましては、アクションⅠの発生予防では、周知と啓発など3項目、アクションⅡの早期発見では、地域における早期発見の充実など3項目、アクションⅢの相談機能と対応の充実では、機関連携及び体制整備など5項目、アクションⅣの再発防止では、施設退所後のアフターケアの充実など2項目について掲げているものであります。

次に、2ページ目の5については、計画の検討経過と策定スケジュールでございます。本プランの改定に当たりましては、外部有識者等で構成する岩手県要保護児童対策地域協議会で審議を重ねてきたほか、児童相談所等関係機関及び市町村への意見照会やパブリックコメントの実施結果に基づく意見等を、プランに反映させてきたところでございます。

まず6月の関係機関等への意見照会では、主な意見の二番目になりますが、関係機関との連携強化が必要との意見に対しましては、右の対応欄のとおり、機関連携及び体制整備の中項目を創設したところでございます。また、主な意見の四番目になりますが、市町村の対応力の向上が必要という意見に対しましては、右の対応欄のとおり、今年度新たに策定いたしました市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアルを活用した研修の実施を記載したところでございます。

12月の第2回岩手県要保護児童対策地域協議会では、主な意見の一番目になりますが、子育て世代包括支援センターに限定した記載ではなく、その機能に着目した記載にしてほしいという意見について所要の修正を行ったものであります。

パブリックコメントでは、主な意見の三番目になりますが、保健所の主な役割等として、母子保健事業に係る広域調整、連携機能強化支援を追加してほしいとの意見に対しまして、所要の修正を行ったものであります。

計画の最終案の本文につきましては、別添としてお示ししてございますので、後ほどごらんいただければと思います。以上で児童虐待防止アクションプランの概要について御説明を終わります。

○野原副部長兼医療政策室長 岩手県地域医療構想につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。地域医療構想につきましては、12月の常任委員会で素案について御説明をしたところでございますが、その後、二次保健医療圏での意見聴取やパブリックコメントを踏まえて案を修正し、医療審議会での答申案をもとに最終案を取りまとめましたので、御報告いたします。

最初に、資料1は最終案の概要でございますが、基本的には12月議会で御説明した内容

から大きな変更はございませんので、再度の説明は省略し、修正箇所についてのみ後ほど説明をさせていただきます。

資料2をごらん願います。まず、これまでの審議等の経過についてでございますが、昨年4月、岩手県医療審議会に策定を諮問した後、岩手県医療審議会医療計画部会での審議や二次保健医療圏での意見聴取を経て、11月に素案を取りまとめ、12月議会の本委員会で素案の内容について御報告したところでございます。その後、パブリックコメントなどにより広く県民、関係者からの意見を伺い、これらの意見を反映した案について、2月の計画部会での審議を経て、3月16日の医療審議会での答申をいただいたものでございます。

次に、2ページに参りまして、パブリックコメント等の実施結果についてでございます。まず、(1)の意見聴取の実施状況ですが、資料のとおりパブリックコメントを行ったほか、医療法で定められている関係団体等への意見聴取、保健所の会議を活用した二次医療圏ごとの意見聴取、それから1月18日に開催いたしました岩手県医療審議会及び岩手県医療審議会医療計画部会の際に頂戴した御意見についてまとめてございます。

(2)の意見等の提出状況ですが、パブリックコメントで計40件、9圏域からは91件など、合計199件の御意見をいただいたところでございます。

(3)の意見の分類・反映状況についてですが、意見の内容分類ごとと、反映の区分ごとに整理をしてございます。いただいた意見の内容については、一番右側に件数等の合計がございしますが、在宅移行に関するものが43件、21.6%、人材確保に関するものが38件、19.1%と多く御意見をいただいております。計画への反映状況においてもこれらの項目に関する事項が多くなっております。

次に、3ページに参りまして、(4)の主な意見について御説明をいたします。199件の御意見をいただきましたが、本日は時間に限りがございますので、構想に反映した意見など、主な意見のみを御紹介いたします。なお、いただいた全ての御意見については、岩手県医療審議会等の資料として県ホームページで公表してございます。

まず、1の圏域からの意見聴取ですが、現行の病床機能報告に問題があるという御意見がございました。県としても重要な課題であると認識しており、国に改善を要望することとしております。また、介護人材の確保の重要性に関する御意見ですが、こちらは構想の中にも同じ趣旨の内容を記載しているものでございます。また、医師確保の見込みについては、女性医師の動向等も踏まえる必要があるのではないか等の意見を踏まえ、構想の記載内容に今後の想定される課題等についても追加で記載をしたところでございます。

次に、2の関係団体からの意見聴取ですが、歯科との連携の重要性や、医師以外の医療従事者確保の記載を充実させること等の御意見をいただき、構想の案に反映をしたところでございます。また、在宅医療等について、県立病院の積極的な体制整備が必要という御意見については、構想の中で公的病院が一定の役割を果たすことが必要であるとして、同じ趣旨の内容を記載してございます。

そして、3のパブリックコメントですが、在宅医療への移行に当たっては、住民ニーズ

の把握や医療従事者確保が必要との意見がございました。県としても在宅医療への移行に当たっては、住民の意向や地域の実情を踏まえて進める必要があると認識しておりまして、在宅医療等の整備が先行した上で、その意向を進めることとし、構想にもその旨を明記してございます。また、病床削減をしないしてほしいとの御意見がございました。地域医療構想は、病床を強制的に削減するためのものではなく、将来の医療需要に応じた体制を検討するためのものでございます。協議の場において、地域の実情も踏まえ、今後、必要となる回復期の機能など、地域でどのように構築していくのかなど病床機能の分化、連携や在宅医療の体制整備を協議していくこととしており、このような御意見があったことは、協議の場でもお伝えをし、議論を進めていくこととしてございます。

続きまして、資料3をごらん願います。これらの意見を踏まえまして、素案の内容を修正しておりますので、修正内容について説明させていただくものでございます。

1 ページですが、地域医療構想策定の趣旨の項目の中で、在宅医療の必要性や趣旨を住民に理解してもらう必要があるとの御意見を踏まえて、最終案のとおり追記してございます。高齢化の進展によって病院完結型から地域完結型医療の重要性が高まってきており、患者が住みなれた地域や自宅で生活しながら必要な医療を受けられるようにするためには、在宅医療等の体制整備が必要になるとしてございます。

次に、2 ページに参りまして、上段、最終案ウ、医療従事者の状況の項目の中で、奨学金養成医師の配置見込みに関する御意見を踏まえて、新たな専門医制度や女性医師の育児休業等の影響なども踏まえる必要があることを追記してございます。

中段の、地域医療構想を実現するための取り組みの中で、地域医療構想の実現に向けた課題を記載してございますが、在宅医療等の体制整備の必要性を住民に理解してもらう必要があるとの御意見を踏まえて、その必要性について追加して記載したものでございます。また、地域の実情を踏まえ、慢性期の需要と在宅医療等の需要を一体的に捉えた上で、体制整備に取り組むものであることを明記してございます。

次に、2 ページ下段から3 ページにかけて、地域医療構想を実現するための取り組みの中で、在宅医療等の体制整備も重点項目として進めることとしてございますが、既存の介護施設の改修による機能向上の取り組みも重要であるとの御意見を踏まえて、施策の方向性と主な取り組みにそのような内容を追記してございます。また、在宅医療の体制整備への取り組みをもっと具体的に記載すべきとの御意見を踏まえて、主な取り組みの中に訪問看護師養成や介護サービス基盤整備に取り組む市町村への支援を追加してございます。

次に、3 ページの後半でございますが、地域医療構想を実現するための取り組みの中で、医療従事者の確保も重点事項として進めることとしてございますが、医師以外の取り組みをもっと記載するべきであるとの御意見がございましたので、ごらんのような取り組みを追加してございます。

4 ページをごらん願います。地域医療構想の見直しについてでございますが、圏域や関係団体から、地域の医療提供体制に係る情勢を踏まえて地域医療構想の見直しを検討して

いくべきであるとの御意見をいただいておりますので、そのとおり修正してございます。また、計画部会の意見を踏まえまして、参考として今後の県内の医療機関の移転や再建の動向等について記載をしたところでございます。

最後に、資料１の概要版の３ページ右側をごらん願います。波線で示している箇所が、地域医療構想を実現するための取り組みなどについて、追加や必要な修正を行った箇所でございます。

地域医療構想については、内部決裁を経て、年度内に策定を予定してございますが、本構想は、今後高齢者の方がふえていく中で、将来の地域医療を守るために、１０年程度の時間をかけて将来の医療需要に応じた医療提供体制を構築するためのものでありまして、回復期の機能や在宅医療等の今後地域で必要となる病床や体制整備について、その主眼が置かれているものであり、病床削減を目的としたものではございません。

構想の策定後は、構想で定める必要病床数を参考に、地域の実情を踏まえた将来のあるべき医療提供体制について各地域で協議を行い、医療機関の自主的な取り組みによって、その体制構築に取り組んでいくこととしております。その際は、パブリックコメントなどでいただいた御意見についても参考にしながら、また引き続き成案の概要版や要約を記載したパンフレットの作成など、わかりやすい形で県民への周知にも努め、取り組みを進めて参りたいと考えてございます。

○佐々木努委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○工藤勝子委員 この際になると思いますが、虐待相談ダイヤル 189 について、昨年 7 月から 11 月までの 5 か月間に全国で 5 万 582 件の呼び出しがあり、そのうち児童相談所につながる前に切れていたものが 3 万 7,975 件であると聞きました。児童相談所につながる前の音声案内が約 70 秒と長いことなどが原因とされていますが、岩手県における呼び出しの件数や児童相談所へつながった件数等がわかりましたら、教えていただきたいと思います。

○南子ども子育て支援課総括課長 いわゆる児童相談所全国共通ダイヤル 189 についてでございますが、こちらは昨年 7 月から本格施行されたところでありまして、NTTコミュニケーションズのサービスの関係上、189 の入電件数の把握が可能となるのは 7 月から 11 月までの結果となりますので、その間の数字についてお知らせいたします。

例えば 7 月の共通ダイヤルにかけられた入電数 83 件のうち、児童相談所で受けた正常接続数が 24 件、つまり接続率は 28.9%、8 月は入電数 75 件のうち正常接続数が 13 件で、接続率は 17.3%、9 月は入電数 81 件のうち正常接続数が 11 件で、接続率は 13.6%。10 月は入電数 55 件のうち正常接続数が 12 件で、接続率は 21.8%。11 月は入電数 54 件のうち正常接続数が 15 件ということで、27.8%。これは先ほど委員から御指摘がございましたように、入電数のうち 7 割以上が児童相談所に正常接続しなかった全国との状況とほぼ同様の接続率となっております。

これにつきましては、先般厚生労働大臣からも発表がございましたが、音声ガイダンスの時間短縮を図る方向で現在見直しを進めていると伺っておりましたので、県といたしま

しても、国の動向を十分注視しながら対応して参りたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 最近は固定電話の加入件数が減少していて、特に若い世代では携帯電話しか持たない世帯もあるかと思いますが、携帯電話から児童相談所全国共通ダイヤルにかけた場合、郵便番号等を入力する必要があるとのことであり、そうするとさらに通話時間がかかるわけですが、このあたりのことも厚生労働省に提言しているのでしょうか。

○**南子ども子育て支援課総括課長** ただいま委員からお話がありましたように、固定電話の場合は住所がある程度確定できるので、音声案内も短くて済むのですが、携帯電話の場合は、所在地確認のため郵便番号等を入力する時間が出て参りますので、最終的に通話開始までに2分程度の時間がかかるというような苦情が全国的に寄せられているところであります。国においては、そのような苦情の内容を踏まえた上で、案内時間の短縮を図る方向で現在検討していると伺っております。

○**工藤勝子委員** 結局音声案内の時点から通話料金が発生するわけですね。そうすると、距離によっても異なりますが、3分間の通話料は最低でも固定電話で8.5円、携帯電話で90円となるので、携帯電話からかけたほうが料金が高く、時間もかかることになります。この児童相談所全国共通ダイヤル189は、いち早くという語呂合わせであるとのことですが、全くいち早くつながらないわけであって、なぜこのようになっているのかという思いがあるのです。かけた方の所在地確認は必要なのでしょうけれど、今の話を聞いていると、運用開始の7月から11月にかけて、相談件数がだんだん少なくなっているのは、このようなかけにくさも一因になっているのではないかと感じておりまして、音声ガイダンスの短縮や、操作の簡潔さにつながるようなシステムを考えるべきではないかと思っているのですけれども、所感をお伺いします。

○**南子ども子育て支援課総括課長** ただいま委員のほうから御指摘のあった内容につきまして、全くそのとおりであると認識いたしております。児童相談所全国共通ダイヤル189は、ためらわずにいち早く児童所に通告、相談するという趣旨に基づきつくられたシステムでございますが、呼び出しから児童相談所につながるまでの時間の短縮はもちろん、通話時間が長引くと通告する方の電話料金が高くなるという問題も、昨年7月から実際に運用した結果見えてきた課題であります。これは本県に限らず、厚生労働省も全国的な課題として共通の認識を持っているところでありまして、私どもは、そのような課題を踏まえた形で厚生労働省において十分な改善がなされるものと認識しております。

○**工藤勝子委員** そのようにシステムがよりよくなることも大事ですし、まだまだ普及の必要があるのではないかという思いもありますので、今の段階で県としてどのような方面にこの児童相談所全国共通ダイヤルのPRをされているのか、お伺いします。

○**南子ども子育て支援課総括課長** 本県におきましては、基本的にまずは厚生労働省が作成したリーフレットを市町村を初めとする関係機関等に配布したほか、さまざまな広報媒体を活用しながら児童相談所全国共通ダイヤル189の周知を図ってきたところであります。今回、周知は図ったものの、システムのほうにさまざまな課題が見えてきたということも

ございますので、今後、システムの改善も含めて国と情報を共有しながら、この児童相談所全国共通ダイヤル 189 の普及啓発に力を注いで参りたいと考えております。

○**工藤勝子委員** ゼロ歳児から 2 歳児あたりまでの児童の虐待が一番多いというようなデータもある中で、産婦人科や小児科などの病院にもそのようなリーフレットをを置く必要があるのではないかと思いますのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○**南子ども子育て支援課総括課長** リーフレットの詳細な配布先については現在資料がございませんが、医療機関からの虐待通告は大変多いようでございますので、県の医師会や歯科医師会などに御協力をいただき、県が主催する児童虐待に関する研修を医師会等に委託いたしまして、県内の各医師に対して、児童虐待に関する研修や、児童相談所全国共通ダイヤル 189 も含めた周知を図っているところでございます。

○**福井せいじ委員** 何点かあるのですが、まず児童虐待について、今総括課長の答弁の中で医師会との連携という話があったのですが、母親の妊娠から出産までの間に、虐待の可能性というものを発見し、それに対する対策を行うことはできないのでしょうか。例えば、妊婦は母子手帳を交付されて、出産までにさまざまな健診などを通じて、産婦人科や保健所等との接点を持つと思うのですが、そのような中で、児童虐待の可能性の発見や、それに対する対策を行うというようなことは、今まではなかったものですか。

○**南子ども子育て支援課総括課長** 福井委員からの御質問にしっかりお答えできるか不安なのですが、いわゆる児童虐待の可能性をどのように捉えるかということにつきましては、例えば現在、岩手県周産期医療情報ネットワークシステムいーはと一ぶを活用して、産前産後の妊産婦のいわゆる産後うつスクリーニングを産科医療機関が実施し、その結果がいーはと一ぶを通じて市町村と情報共有される方法がとられております。情報を受けた市町村は、例えば、産後うつのスクリーニングの点数の高い方、いわゆるハイリスク妊産婦を特定できるわけですので、市町村の保健師が、乳幼児全戸訪問を行ったり、それとは別に妊産婦宅を訪問して、さまざまな不安やストレスに関する相談に乗るなどして、虐待発生の可能性といったものを事前に発見し、児童虐待の発生を事前に予防するような取り組みは進んでいるところでございます。

○**福井せいじ委員** なぜこういうことをお話ししたかということ、先ほど虐待死事例で死亡した児童の年齢は 3 歳児までが多いという話がありましたが、実はそこには声を発することができない児童の存在があると思うのです。そのような意味では、やはり虐待者に対するマーキングといいますか、このような観点からの防止はよくないことかもしれませんが、そのような可能性の芽を摘み取るということも私は必要なのではないかと考えております。

実は、資料の 2 ページの検討経過の中の、第 1 回岩手県要保護児童対策地域協議会での主な意見の中で、親となるための教育が必要という一項があります。親となる資格、あるいは親となる要件のようなものを兼ね備えて初めて子を育てる体制が整うのではないかと、ということで、妊産婦の間の可能性や、その家庭のバックグラウンドなどといったものを、ぜひとも対児童虐待対策の一つとして加えていただければありがたいと思っております。

要望です。

その中で私は、母子手帳の活用も一つの方法としてあると思いますし、妊産婦健診に対する受診の割合というものも判断基準の一つとなると思いますので、そういう意味では、産婦人科医との連携も視野に入れて取り組んでいただきたいと思います。

○南子ども子育て支援課総括課長 今委員のほうから御指摘いただきました、児童虐待発生前の可能性の段階から芽を摘んでいくということにつきましては、私どもも全くそのとおりであり、そのようなところから始めなければいけないと認識いたしております。そのような観点からも、私どものアクションプランの四つの柱の一つには、アクションⅠ、虐待の発生を予防するということを盛り込んでいるわけであります。委員から御指摘のありました親になるための教育でありますとか、児童虐待についての意識啓発、機運醸成、虐待の子供に与える影響などのことについて、全ての県民の方々にきちんと理解してもらえようような普及啓発活動が一番大事であろうと考えてございます。

その上で、先ほどお話がありました母親学級や父親学級などを通じて、これから親になる方へのさまざまな普及啓発や、対象範囲を特定した研修や教育を行っていく中で、児童虐待とは大変深刻な影響を及ぼすものであるということを個々の県民の方々に御理解いただき、児童虐待の発生を抑制していくような取り組みが重要であろうと考えています。

そのような観点から、私どもも今回このアクションⅠの部分に、ある程度意識をしながら盛り込んだつもりではございますが、ただいまの意見も踏まえながら今後ともさらに、虐待の発生予防に向けた取り組みを強化して参りたいと思っております。

○福井せいじ委員 次に、岩手県地域医療構想について伺います。地域医療構想の一つの柱というか、ポイントである在宅医療についてお聞きしたいと思います。

在宅医療についてはこれまで何度も議論をさせていただいたのですが、在宅医療に対する県民のイメージというものが確定していないのではないかと、逆を言えば、在宅医療のイメージが余りにも固定化しているのではないかと私は思います。

在宅医療というものは、やはりその地域の医療資源を活用して、さまざまな形により行われるべきものではないかと思うのですが、往診医療や訪問看護師、あるいは介護の状況など、全てが整っていなければ在宅医療や在宅介護を推進できないというようなイメージが先行しているのではないかと思います。そういう意味で、さまざまな齟齬が生じたり、真逆の意見が出ているのではないかと思うのでありますが、その点いかがでしょうか。

○中居参事兼長寿社会課総括課長 確かに委員御指摘のとおり、自宅だけではなく、介護施設等での医療を受ける場合についても在宅医療の範疇に入るわけですが、地域医療構想の作成段階におきまして、これらのことについて全然周知されていないのではないかとというような御指摘もございました。したがって、今後協議の場ですとか、地域医療構想のパフレット等を作成する際には、県民の方々や市町村に向けて、これらのことについて当然周知していかなければならないと思っておりますし、今回の地域医療構想の中にもその点は明記しているところでございます。

それと確かに、例えば医療機関も医師などの人的資源も豊富な地域と、医療機関も人的資源も少ないという地域がございますので、それぞれの地域の実情に応じた医療のスタイルとはどのようなものかという問題も出てこようかと思います。それらにつきましては、医療、介護関係者や市町村も含めまして、現在行っている、あるいは今後つくっていく協議の場などでお話をいたしまして、地域の実情についてそれぞれの市町村の方々にも御理解していただくといったことも必要であろうと思っております。

○**福井せいじ委員** そのような多様な在宅医療があることをPRしていくことがぜひとも必要なのではないかと私は思っています。24時間家族が付き添い、訪問診療や訪問看護、訪問介護を受けて、それらが100%整っているのが在宅医療であるというイメージが先行しているのではないかと。特にテレビなどを見ているとそのようなものばかりが放送されています。例えば在宅医療にもAパターン、Bパターン、Cパターン、Dパターンあって、それぞれの費用がこれくらいかかるのだということを明記しながら伝えていくことが必要ではないかと私は思います。100%整っていなければいけないということが先行してしまい、在宅医療など無理だ、やはり病院や介護施設等で全部見てほしいというように県民、国民が感じてしまっているのが現状ではないかと思っておりますので、ぜひそういったPR、告知、そしてまた具体的な例示を伝えていってほしいと思うのですが、部長、いかがでしょうか。

○**佐々木保健福祉部長** 在宅医療は、現在市町村が進めております地域包括ケアシステムの重要な要素であります。これを構築していく上で、委員のおっしゃるとおり、100%全ての資源が整わないと在宅医療を行えないということになると、地域包括ケアシステムを実現できる地域は限られます。ですから、やはりそれぞれの地域の実情に応じて、資源の提供体制をうまく組み合わせて、1人の医師が24時間、365日診察するのは無理ですので、医師がチームを組むなり、訪問診療と訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ等をうまく組み合わせて連携をとりながら、それぞれの地域で進めていくことが大事だと考えております。

今後各市町村において在宅医療の取り組みを進める上で、委員からお話があったとおり、それぞれの地域の実情に応じて可能なところからまず取り組んでいくということが大事であると思っておりますので、今後市町村と連携をとりながら進めていきたいと思っております。

○**佐々木努委員長** この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**佐々木努委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○**佐々木朋和委員** 岩手県地域医療構想案についてお伺いをしたいと思います。概要の3ページ、⑦番に、地域医療構想の見直しについて記載がされております。今回、地域の医療提供体制に係る情勢やという文言を補足して、地域医療構想の見直しの必要性についても検討するということでもありますけれども、今後この案の策定後、これに基づき二次医療圏でベッド数に合わせた在宅医療の体制等を具体的に検討していくと思うのですが、この文言が追加されたということは、その会議、協議の内容を受けて地域医療構想の

見直しもあり得るということを明記したというように捉えてよろしいのでしょうか。

○野原副部長兼医療政策室長 委員御指摘のとおり、地域医療構想については、まずは今後の方向性についてお示しをしたものですが、一方で、その前提となる病床数や病床機能等について病院から機能報告していただいたわけなのですけれども、こちらの報告内容は年々変わり得るものでございます。それらを受けて、当然、地域における最新の状況、あのときはこうだったけれども、今はこうなっているというようなことを踏まえて議論が進むものと考えてございます。そうした意味で、基本的な考え方についてはお示しをしましたが、このような地域の声などもいただきながら、見直しが必要なことがあれば検討して参りたいと考えているところでございます。

○佐々木朋和委員 了解しました。そういう意味合いであるということで評価をさせていただきますと思います。

一方、この表現の中で、地域の医療提供体制という、提供の部分を言っておりまして、私も指摘をさせていただきましたが、例えば医療サービスの受け手側の状況、住民の経済的状況でありますとか家庭の介護力でありますとか、地域の現状を見た上で、そのようなことも私は見直しの要件になってくるのだらうと思うところでありますけれども、この文言はそのような意味合いも含んでいるのか、もしくはそのような医療サービスを受け手側の状況も勘案するというのを、この構想の中で言っている部分があればお示しをいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○野原副部長兼医療政策室長 岩手県地域医療構想は、現時点では最終案であり、策定はこれからということですので、どの時点でこのような見直しをするということについては我々はまだ想定していないところではございますけれども、委員から御指摘いただいたとおり、例えば地域において在宅を進める上で、家庭の介護力でありますとか、そういった状況というものは、当然踏まえて検討しなければならないと考えてございます。

そのような最新のデータや議論の状況につきましては、我々は当然分析を行って、新たなデータを地域にお示ししながら議論を進めなくてはならないと考えてございますので、そのような最新の状況や地域での意見に係る見直しのほか、地域医療構想については医療計画の一部となっておりまして、医療計画についても平成30年度に見直しがございますので、そうした国の動向なども踏まえて必要な見直しは行っていきたいと考えております。

○千田美津子委員 私も岩手県地域医療構想について2点質問をさせていただきます。

まず一つは、地域医療構想については今もお話があったように、一つの方向性を示したものであり、今後地域でのさまざまな状況を踏まえた見直しもあり得るということですが、ただ、県民からすれば、もう確定したというようなイメージを受けると思うので、この地域医療構想の持つ意味を県民に対してもう少しわかりやすく、いろいろな形で示していくことが必要かと思います。

それから、今後の協議の場でさまざま多様な形で検討がなされると思いますが、私は地域において、本当に県民に見える形での協議がなされてほしいと思いますので、その点ど

のような構想になっているか、お伺いいたします。

○野原副部長兼医療政策室長 まず、1点目でございます。委員から御指摘いただいたとおり、我々は構想をお示しした一方で、例えば必要病床数ですとか、病床機能報告ですとか、一般県民や患者の方々にとってはなかなかわかりにくい文言もございますし、示した中身についても、医療従事者からすればわかりやすいけれども、患者からするとわかりにくい点もあると考えてございます。したがって、先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、概要版について少しわかりやすいパンフレット等を作成いたしまして、地域医療構想の持つ意味や目的などについても県民にお示しをするとともに、10年先を見据えた構想ですので、拙速にならずに医療提供者側の視点や住民側の視点もきちんと踏まえながら、地に足をつけた丁寧な議論をして参りたいと考えてございます。

また、来年度の協議の場でございますが、こちらについても、先ほど申し上げたとおり、今回の地域医療構想について方向性を示しましたが、それに伴うデータについては、2年前のものが基礎となったりしておりますので、最新の現状をきちんとお示ししながら、地域でまず課題を共有認識する。また、医療機関や病床機能についてどのように役割分担をするか、どのように地域で議論していくか、そのような進め方、あとは先ほど来から議論がございます、在宅医療や介護サービスについて、地域の最適なバランスをどのようにしていくのか、また在宅医療の体制整備をどう進めていくのかというようなことを主要な論点として協議を進めて参りたいと思いますし、また協議の場におきましては、医療、介護関係者のみならず、住民の方々にもきちんと議論の中身をお示しし、地域によってはきちんと参加をしていただきながら、協議を進めて参りたいと考えております。

○千田美津子委員 今御答弁あったように、住民の皆さんも参加する中で、より自分たちの計画と思えるような、対応できるような協議の場をぜひよろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、現在は最終案ということですが、資料3の2ページ、ウの医療従事者の状況の記載内容で少し気になるところがありました。意見聴取を踏まえて、医師確保の見込みについて、女性医師の出産や子育てに伴う影響等も想定されると修正されておりますが、私が非常に問題があると思うのは、このような表現にされると、読みようによっては女性医師が取り組みの足を引っ張っているというように捉えられかねないということです。多分、そのような状況の女性医師に対する配慮が必要ではないかということを書かれたと思うのですが、そのような状況の女性医師に対する配慮の必要性とか、多少文言を変えないと、せっかくの意向が逆にとられかねないと危惧しますので、ぜひこの点は考慮したほうがいいのではないかと思います。その点についてお伺いします。

○野原副部長兼医療政策室長 委員御指摘の点につきましては、我々にはそのような意図はなく、例えば子育てする女性医師の支援や、女性医師の勤務環境を整える事業などさまざま行っておりまして、いずれ、今後女性医師がふえて参りましたときに、女性医師の勤務環境をきちんと整えて、女性医師がきちんと活躍できる医療環境を整えていくという趣旨でございますので、いただいた意見に基づき、どのような文言により修正することが

適当か、少し検討させていただきたいと思います。

○**関根敏伸委員** 私も地域医療構想に関して、在宅医療の方向性についていろいろ教えていただきたいと思います。

まず、資料1の3ページ、⑥の3の在宅医療の充実というところで、主な取り組みについて在宅医療推進協議会の設置と、在宅医療連携拠点の設置運営の支援ということが示されておりますが、具体的にどのような内容で、どのような支援、どのような役割を担うのか少し教えていただきたいと思います。

○**中居参事兼長寿社会課総括課長** まずは、在宅医療推進協議会についてでございますが、これにつきましては、例えば市町村が在宅医療の取り組みを進めていく上で、市町村によって支援状況に違いがございますので、そのような実情を踏まえまして、医師や歯科医師、薬剤師、それから介護関係者等々に集まっていただいて、この地域にはこのような支援が必要ではないかといったような具体的な支援の方法等について、いろいろ検討していただいたり、御助言をいただくようなところでございます。

次に、在宅医療連携拠点への支援についてでございますけれども、今年度までは医療再生基金により支援してまいったところでございまして、来年度以降はそれぞれ市町村の介護保険制度の中の地域支援事業の中で取り組んでいただくということにしておりますけれども、県におきましても地域支援事業交付金により財政的な支援はして参りたいと思っております。

それから在宅医療連携拠点の設置、運営のほうにつきましては、全市町村に設置、運営していただくのが理想的ではございますが、小さい町村になりますとなかなか現実的には厳しいところもあろうかと思っておりますので、広域で取り組むようなところにつきましては、設置に係る初期の人件費等の助成というようなものも考えているところでございます。

○**関根敏伸委員** 基本的には市町村で設置、運営を行うものであり、広域的に取り組むところなどについては県が財政的な支援を行うことなどによりかかわっていくということなのですね、わかりました。

また、その中で、訪問診療等への医療機関の参入や、ニーズの把握の必要性などについても指摘されているようでありますが、これに関してはどのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○**中居参事兼長寿社会課総括課長** まず、医療関係者の新規参入についてでございますけれども、今年度は五つの医師会に在宅医療や医療介護連携に係るさまざまな研修会を実施していただいておりますが、来年度以降は県内全ての郡市医師会で取り組んでいただくよう岩手県医師会を通じてお願いをしております、そのような形で今回の予算にも計上させていただいているところでございます。

また、先ほど部長からも申し上げましたが、在宅医療というものは医師だけでは支えていけませんので、例えば薬剤師や訪問看護師などにも在宅医療に取り組んでいただけるよう、今年度から研修を実施しているところでございまして、引き続き研修等を通じて、そ

のような方々にも在宅医療への理解と参入について呼びかけて参りたいと思っております。

ニーズの把握の必要性につきましては、今後地域において、どのような形で在宅医療の取り組みが進んでいくのかということもございますので、地域との協議等を通じまして、具体的なニーズの把握に努めて参りたいと思っております。

○関根敏伸委員 せんだって本委員会で、チームかまいしの取り組みなどいろいろ勉強させていただいて、大変なものであると思っておりますし、あすも岩手県議会保健医療福祉政策研究会の研修会で、仙台で訪問診療をされている有名な医師のレクチャーを受けるものですから、事前の課題認識を整理しておきたいと思つての質問です。

また、これは医療局にお聞きしなければならないことかもしれませんが、県立病院も含めた公立病院の一定の役割ということについても、どこかに示されていたように思うのですが、保健福祉部では一般論として、公立病院や県立病院がどのように在宅医療にかかわり、どのような役割を果たしていくのかということについて、現状ではどのように認識しているのかお聞かせいただきたいと思います。

○野原副部長兼医療政策室長 資料4、最終案の9ページをごらん願います。こちらに公的病院の役割についての記載がございます。本県においては地勢的な影響や交通アクセスが十分でなかったことから、県立病院等の公的医療機関が大きな役割を担って参りましたので、そうしたことを踏まえて、県立病院を初めとした公的医療機関の位置づけについても記載したところでございます。もちろん、地域医療構想については公的医療機関、私的医療機関にかかわらず、全体的な協議の場の中での各病院の考えによる自主的な取り組みが基本ではございますが、県立病院においても、この地域医療構想の内容を踏まえた上で、在宅医療等との連携についても一定の役割があると理解してございますので、各病院が持つ役割や民間病院との役割分担を適切に果たしながら、全体的な協議の場においても、積極的にその役割を果たしていくことが期待されているものと理解しております。

○関根敏伸委員 この最終案を見ますと、公立病院の在宅医療等へのかかわりについては明記されていませんが、かかわっていかないのだという捉え方で理解してよろしいですか。

○野原副部長兼医療政策室長 71ページ、上から二つ目の丸をごらん願います。公的病院が地域医療において大きな役割を果たしていることを踏まえ、在宅医療等の体制整備や医療と介護との連携体制の構築に当たって、地域における役割分担を踏まえ、公的病院も一定の役割を果たすことが必要となるということで、地域医療構想の中に盛り込んだところでございます。

○関根敏伸委員 わかりました。いずれこれからのことなのであらうと思います。

最後になりますが、説明によると、何度聞いても協議の中で医療機関の自主的な取り組みによりあるべき姿に収れんされていくということを言われているようですが、現状はかなり厳しいのではないかと思います。これは、本来国がやるべきことを都道府県に相当任せてしまったのではないかと、その結果、都道府県の責任がどんどん大きくなり、担当部局は大変苦勞されるのではないかと私は気になるのです。そこで基本的認識として整理して

おきたいのですが、都道府県知事の役割として、公的病院に関して一定の権限を発動するとか、あるいは病床の拡大などさまざまな面に係る民間病院等の申し出に対する拒否権的なものと概略的に認識しているのですが、この地域医療構想における都道府県知事の役割、そしてまた協議の場において果たす役割について教えていただきたいと思います。

○野原副部長兼医療政策室長 知事には基本的に病床を削減する権限はございませんが、地域医療構想において、現在不足する病床機能への転換を目指すという方向性を示しました。一方で、急性期や慢性期など、少し過剰ではないかと考えられる病床機能もございますので、そのような病床機能を担いたいという医療機関に関しては、やはり協議の場において、それが地域にとって本当に必要なのかということを議論し、場合によっては岩手県医療審議会で審議の上、例えば知事として要請を行うというような役割はございます。

そうした意味では今後、全体の中で最適な機能分担を目指す上で、調整役として県が果たす役割が大きくなったと理解してございますし、協議の場についても、中立、公正かつ客観的な立場で、地域の将来の医療体制をよりよいものにする立場から、協議の場を適切に運営するということも県の役割であると理解をしてございます。

○佐々木努委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。

執行部職員入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項、第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○津軽石副部長兼環境生活企画室長 それでは、環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、環境生活部の補正予算額は3款民生費、2項県民生活費の1,957万7,000円の減額と、5ページに参りまして4款衛生費、2項環境衛生費の1億2,795万円の減額でありまして、合わせて1億4,752万7,000円の減額補正でございます。

補正予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の25ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側の説明欄に記載しております管理運営費の減額。それから、少し飛びまして130ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費の管理運営費の減額並びに4目環境保全費の節間の補正でございますが、いずれも職員の人件費につきまして年間の所要額をもとに過不足分を調整し、補正しようとするものでございます。

以上が環境生活部関係の補正内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

ます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 52 号県民生活センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○後藤消費生活課長 議案第 52 号県民生活センター条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

岩手県議会定例会議案(その3)の212ページ及び213ページをお開き願います。なお、説明につきましては、環境福祉委員会資料ナンバー1により行いたいと思います。まず、改正の趣旨でございますけれども、この改正は消費者の安全安心を確保するため、消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、内閣府令の参酌基準に基づき県民生活センターの組織及び運営等について所要の改正をしようとするものです。

今回の消費者安全法の一部改正につきましては、平成26年6月に公布され、本年の4月1日からの施行が予定されているものでございますが、この改正は情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等のアダルトサイトの架空請求に関する相談や、インターネット通信販売に関する相談の件数が増加するなど、寄せられる消費生活相談の内容が広範化、複雑化していることなどから、消費者の安全安心を確保するため、地方公共団体の相談体制の強化等を目的として、消費生活センターの組織等については条例で定めることとされたところでございます。この条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものとされているところでございます。

本県では、消費生活相談業務を担う県民生活センターにつきましては既に設置条例を制定しておりまして、今回消費者安全法が改正され、内閣府令の基準が定められたことから、内閣府令の基準に基づき県民生活センターの組織及び運営等について改正するものです。なお、今回の法改正により求められている内容につきましては、既に対応しているものであり、この条例改正により現在の組織や運営等が特に変更になるものではございません。

それでは、次に条例案の内容について御説明いたします。第1条は、今回第3条に内閣府令の参酌基準に基づき組織及び運営等について定めるに当たって、県民生活センターを

消費者安全法に規定する消費生活センターである旨、定めたところでございます。

第3条は、内閣府令の参酌基準に基づき、県民生活センターの組織及び運営等に関する事項について定めているものでございます。第1項は、消費生活相談等を行う日及び時間については規則で定める旨を定めたところです。なお、県民生活センターの消費生活相談を行う日等については、既に県民生活センター管理規則において定められているところでございます。

第2項は、県民生活センターに所長その他の職員を置く旨を定め、第3項は、県民生活センターの責任者である所長が事務を掌理する旨、定めたところでございます。第4項は、消費生活相談員資格試験合格者等の配置について定めたところでございます。なお、現在県民生活センターにおいて消費生活相談業務に従事している相談員については、これまでもその任用に当たり消費生活専門相談員等の資格の保有を募集要件としてきたところでございますが、これらの資格を保有して1年以上の実務経験を有する者は改正法の附則の規定により、今回の法改正による試験合格者とみなされるため、現在県民生活センターで相談業務を行っている相談員は、全員が試験合格者とみなされることになるものです。

第5項は、消費生活相談員等の適切な人材確保及び資質の向上について定めたところです。第6項では、情報の適切な管理について定めたところです。

第4条から第6条までは、第3条の追加に伴い既存の条の移動等を行うものです。

次に、施行期日についてですが、消費者安全法の施行に合わせ、平成28年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第53号新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 議案第53号新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案（その３）の 214 ページをお開き願います。なお、説明につきましては、環境福祉委員会資料ナンバー 2 により行いたいと思います。この条例につきましては、新エネルギーの導入と省エネルギーを促進し、県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として平成 15 年に制定されたものでございます。このうち新エネルギーの導入の促進につきましては、太陽光や風力などでの発電を行う事業者の協力を得ることが必要不可欠ということで、第 6 条を設けているところでございます。

今回、1 の改正の趣旨にございますとおり、電気事業法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。具体的には、2 の条例案の内容をごらん願います。電気事業法の一部を改正する法律によりまして、平成 28 年 4 月 1 日から電気の小売業への参入が全面自由化されることに伴いまして、従来の電気事業の種類が見直されることとなります。その改正に合わせまして、条例第 6 条で規定しておりますこれまでの一般電気事業者、特定電気事業者、そして特定規模電気事業者を発電事業者に改めるものでございます。

施行期日につきましては、電気事業法等の一部改正に合わせまして、平成 28 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 79 号岩手県食の安全安心推進計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小島食の安全安心課長 議案第 79 号岩手県食の安全安心推進計画の策定に関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案（その３）の 315 ページをお開き願います。また、あわせましてお手元の環境福祉委員会資料ナンバー 3—1、3—2、3—3をお開き願います。議案第 79 号は、さきの 12 月定例会で御報告申し上げました岩手県食の安全安心推進計画の策定につきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第 3 条第 1 項の規定により本定例会において議決を求めるものでございます。

資料ナンバー 3—1 をごらん願います。2 の策定の趣旨等でございますが、この計画は食の安全安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画を定めるものでございます。

4 の計画案の概要でございますが、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年を実施期間といたしまして、県民に信頼される食品が生産、供給され、安全で安心な食生活が営める社会を基本目標としております。

施策の方向としましては、アの安全で環境負荷の少ない食品の生産、製造等の推進、イの食品に関する信頼の向上と県民理解の増進、ウの監視、指導の強化等による安全安心を支える体制の充実の三つを施策の柱といたしまして、アの（ア）の生産段階における食品の安全性の確保への支援を初めとする合計 14 項目を実施すべき施策として定めるものでございます。

5 の平成 27 年 12 月県議会報告後の取り組み状況でございますが、11 月 27 日から 12 月 28 日までの約 1 カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。意見の提出はございませんでした。また、岩手県食の安全安心委員会を 1 月 14 日に開催いたしました。変更を求める御意見等はなく、計画案のとおり答申いただいたところでございます。なお、計画案につきましては、データを直近のものに更新した部分が数カ所ございますけれども、それ以外は前回の報告後の変更はございませんので、資料ナンバー 3—2、計画の概要、資料ナンバー 3—3、計画案については説明を省略いたします。

計画案についての説明は以上でございますが、関連といたしまして、去る 12 月定例会で御報告申し上げました際、計画の参考指標としております学校給食における県産食材の利用割合に関連いたしまして佐々木朋和委員から御質問を頂戴し、私から確認する旨の答弁をさせていただいておりました。この点につきまして、教育委員会事務局に確認した内容についてここであわせて御説明申し上げます。

佐々木委員からは、学校給食の当日調理の制約などによりまして、調理時間が限定されることが加工品の購入につながり、その結果、単価が上がったり、地域の食材が使えなかったりするという話を聞いたことがあるが、その点についての認識はとの御質問をいただいたところでございました。学校給食につきましては、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準におきまして、当日の調理あるいは調理後 2 時間以内の喫食が求められております。限られた時間の中で、手間をかけずに衛生的に調理する必要がございますので、加工品を購入せざるを得ないということもあるようでございます。これが単価の上昇につながる側面もあるとのことでございますが、一方で野菜の価格が高騰した場合には加工品のほうが安価になるケースですとか、大量購入における入札の結果などにより、加工品の単価が抑制されるケースも実態としてあるということでございます。

ただし、地域の食材が使えなくなるのではないかとこの点につきましては、一概には言えないということでございました。これは収穫量や単価の状況などの要因のほか、施設における調理食数の多少にも左右されるということでございまして、食数、つまり食材の使

用量が多い場合は、食品メーカーに地域の食材を使用した加工品を製造してもらいやすい、あるいは生産者が計画的に栽培しやすいなど、地域の食材を活用しやすいということになります。食数が少ない場合は、食材そのものよりも配送コストが負担になることなどから活用しづらいということになり、ケース・バイ・ケースということでした。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いします。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 80 号岩手県環境基本計画の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺企画課長 議案第 80 号岩手県環境基本計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

議案（その 3）の 318 ページ、319 ページをお開き願います。お手元の資料は、資料ナンバー 4—1、4—2 及び 4—3 でございます。御説明につきましては、お手元の資料ナンバー 4—1 にもとに御説明を差し上げたいと存じます。この岩手県環境基本計画は平成 22 年に策定されまして、10 年計画の 5 年目、中間年を迎えまして、2 の変更の趣旨等がございますとおり、環境の保全などを取り巻く情勢の変化に対応するため、施策の方向及び主要な指標を見直したいと考えております。変更案の概要は、4 のとおりでございますが、後ほど別紙にて御説明させていただきます。

5 の岩手県議会 12 月定例会以降の取り組み状況でございますけれども、パブリックコメント及び地域説明会を実施の結果、12 件の御意見を頂戴し、所要の整理をしておりますが、施策の方向及び指標の変更を求めるような大きな修正意見はございませんでした。その後、ことし 1 月の環境審議会において事務局案について妥当との答申をいただいております。今定例会における議決を経て 3 月に策定、公表を行いたいと考えております。

それでは変更案の概要につきまして、資料ナンバー 4—2 において改訂のポイントを御説明したいと存じます。資料の左側は計画の構成であり、右側中段に主な改定内容がございますので、こちらのほうをごらん願います。まず、最終年度の指標目標値の設定及び目

指す姿指標の一部変更でございますけれども、各指標につきまして、平成 32 年度の計画最終年度の目標値を設定し、また主要な指標である目指す姿指標のうち、三つの指標の新規設定または変更を行いたいと考えております。

まず指標の改正が一つございますけれども、改正後の指標といたしまして、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農地面積というものを充てたいと考えております。それから、新指標の設定でございますけれども、生物多様性の認知度、環境学習交流センター利用者数の二つでございます。

次に、改訂のポイントでございますけれども、地球温暖化対策実行計画の中間見直しの反映につきましては、温室効果ガスの削減目標見直し、地球温暖化適応策などに関する記載を追加しようとするものでございます。

循環型社会形成推進計画の改訂の反映につきましては、東日本大震災津波以降の廃棄物量の状況や次期公共関与型最終処分場の設置に係る記載を追加しようとするものでございます。

生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略につきましては、生物多様性確保に係る記載を追加しまして、目指す姿指標として生物多様性の認知度を新たに設定しようとするものでございます。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正に伴う環境教育等行動計画につきましては、法に基づく国の基本方針の趣旨に係る記載を追加するとともに、目指す姿指標として環境学習交流センター利用者数を新たに設定しようとするものでございます。このほか関連法の施行及び改正などに伴う所要の整備も行うものでございます。

説明については以上でございます。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 81 号いわて男女共同参画プランの変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中里青少年・男女共同参画課長 議案第 81 号いわて男女共同参画プランの変更に関し

議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その３）の 320 ページ、321 ページでございますが、本日はお手元にお配りしております環境福祉委員会資料により説明をさせていただきます。資料ナンバー５―１をお開き願います。

１、変更する基本計画等の名称は、いわて男女共同参画プランでございます。

２、変更の趣旨等は、男女共同参画を取り巻く情勢の変化に対応するため、施策の方向及び主要な指標を見直すものでございます。

４、変更案の概要でございますが、（１）、施策の方向を次の観点から見直すこととし、東日本大震災津波の経験を踏まえ、復興及び防災における男女共同参画の推進を図ること、職業生活を初めとするさまざまな活動における女性の活躍へのさらなる支援を図ること、主にこの二つの観点から改訂を行うものでございます。（２）、主要な指標について指標の追加等の見直しを行うことでございますが、計画に掲げる 24 の主要指標のうち、アからスまでの 13 指標について、今回追加または変更を行うものでございます。

続きまして、５、平成 27 年 12 月県議会報告後の変更内容でございますが、当議案につきましては、さきの 12 月県議会で報告議案として提出いたしまして、委員各位に御説明するとともに 11 月から 12 月にかけてパブリックコメントを行いましたほか、県内 7 カ所で地域説明を行い、64 件の御意見をいただいたところでございます。これらの御意見と岩手県男女共同参画審議会における協議を踏まえ、目指す姿を実現するための施策の方向等について、長時間労働の抑制や育児休暇、育児休業の促進のほか、正規雇用の拡大についても岩手労働局等と連携し、企業や関係団体へ継続して働きかけることや、地域における男女共同参画を推進する取り組みとして、市町村と男女共同参画サポーターが協働で行うまちづくり事業等に対して県が支援を行うことといった内容等を追加しております。

これらの変更、追加を行いまして、改訂後のいわて男女共同参画プランの概要につきましては、資料ナンバー５―２をお開き願います。中央にございますとおり、Ⅰ、東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進、Ⅱ、女性の活躍支援、Ⅲ、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、Ⅳ、女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援の四つの柱で男女共同参画の推進に取り組んで参りたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千田美津子委員 今資料ナンバー５―２を見ておりまして、主要指標 22 番のDV相談員研修参加者数が 51 人から 50 人へと減少しておりますが、今さまざまドメスティックバイオレンスが発生している中で、ふやす方向はあっても減らすのはまずいのではないかと考えたのですが、それについてお伺いいたします。

○中里青少年・男女共同参画課長 この指標は、県や市町村でドメスティックバイオレンス防止に取り組む相談員等を対象として実施をしている研修の参加者についてのものでございます。年ごとに特定のテーマを設けて、広く相談員以外の参加者も募集してござい

て、今年度はここにありますとおり 51 人の参加がございましたが、関係する相談員等は 50 人程度ということで、今後もその 50 人の参加を目指して取り組んでいくということで、指標としては 50 人というふうに設定をさせていただいたものでございます。

○千田美津子委員 現状はわかりました。名称的にも相談員研修となっているので、そのような指標設定になるのかもしれませんが、一方ではやはり、広くドメスティックバイオレンスに対応できる人をふやすことも必要ではないかと思っておりますので、方法等も含めて御検討いただきたいと思いますと思っております。

○中里青少年・男女共同参画課長 相談員研修といたしましては、こちらの指標に設定しておりますが、ドメスティックバイオレンスの基礎セミナーということで広く一般県民を対象とした研修としてのセミナーも設定しておりますので、そのようなことで広く相談員に限らない普及啓発も進めていきたいと考えております。

○福井せいじ委員 今の千田委員の質問に関してなのですが、そのような場合、指標を設定すべき項目として本当に適正なのか、私は少し疑問に思います。例えば相談員のスキルを上げるというような観点に項目を移せないものなのかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○中里青少年・男女共同参画課長 相談員の研修ということで、経験のある方も参加されますので、スキルを上げる内容となっておりますし、さまざまな情勢に応じた新しい事柄等も盛り込みながら、毎年研修を実施しているところでございまして、このような研修に岩手県配偶者暴力支援センターや市町村から 50 人程度参加していただいて勉強していただきたいということで、参加者数を指標として設定しているものでございます。

○佐々木努委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 82 号岩手県地球温暖化対策実行計画の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 議案第 82 号岩手県地球温暖化対策実行計画の変更に関し議決を求めることについて御説明させていただきます。議案（その 3）の 322 ペー

ジ及び 323 ページをお開き願います。なお、説明につきましては、お手元にお配りしております環境福祉委員会資料に基づき説明させていただきます。

資料ナンバー 6—1 の 2 の変更の趣旨等でございますが、地球温暖化対策に関する国内外の動きや再生可能エネルギーを取り巻く情勢の変化に対応するため、施策の方向及び主要な指標を見直すものでございます。

4 の変更案の概要につきましては、後ほど説明させていただきます。5 の 12 月定例会報告後の取り組み状況でございますが、平成 27 年 11 月 27 日から 12 月 28 日まで、パブリックコメント及び地域説明会を実施しておりまして、49 件の意見を頂戴しております。その内容につきましては、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備の導入促進を求めることですか、データの確認に関する内容ということになっております。施策の方向及び指標の変更を求める意見は特になかったところでございまして、12 月議会で説明しました改訂内容に基づき計画の変更を行いたいと考えているところでございます。

計画の主な内容につきましては、資料ナンバー 6—2 のⅡ、計画の目標をごらん願います。まず、温室効果ガスの排出削減目標につきましては、森林の高齢級化等に伴う吸収量の減少の影響により当初目標を 5 % 下方修正いたしまして、目標値を基準年比マイナス 25% に変更したいと考えております。

再生可能エネルギーの導入目標につきましては、これまでエネルギー種別ごとの導入目標としていたところでございますが、質的な目標値に変更しようということで、再生可能エネルギーによる電力自給率を目標に変更したいと考えております。そして、森林吸収量の見込みにつきましては、実績を踏まえた見込み値に変更したいと考えております。なお、森林吸収量の見込みにつきましては、12 月の本委員会で指摘いただいたとおり、適切な間伐、造林などによる健全な森林の整備が必要であるところでございますので、関係部と連携しながら長期的な視点で二酸化炭素の吸収源としての機能が十分発揮できるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、Ⅳ、計画の構成及び主な変更点をごらん願います。今回の計画の見直しに合わせまして、気候変動に伴う異常気象等への備えとして、第 6 章に地球温暖化への適応策を追加してございます。

目標達成に向けた施策の柱ごとの見直し事項や計画変更案につきましては、資料ナンバー 6—3、そして、具体的な改定案につきましては資料ナンバー 6—4 のとおり添付させていただいておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千田美津子委員 少し目についたところで、改訂案の概要の主要な指標（一部変更）について、省エネ活動を実施している県民の割合が現行 95% から 87.5% に下がっています。これは逆行しているのではないかと思います、この理由についてお伺いします。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 省エネ活動を実施している県民の割合の指標設定

についてでございますが、これは県民意識調査というアンケート調査の結果に基づいておりまして、現在は90%近い実績となっておりますが、年度によってかなり変動いたしますので、直近の平均値を活用するということで、今回87.5%という数字としてございます。

○千田美津子委員 そうすると、現状値から可能な取り組みの範囲におさめたということになるのですか。国ではどのようなになっていますか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 国ではこのような意識調査は行っていないと承知しておりますけれども、県民の意識自体が相当高く、80%を超えるものでありまして、それをさらに高くするということはなかなか難しい部分もありますので、そこは直近の平均値にさせていただいているところでございます。

○津軽石副部長兼環境生活企画室長 若干補足させていただきたいと思います。

今課長が申し上げたように、最近の県民意識調査の結果を見ますと、省エネ活動を実施している県民の割合は8割を超えており、全国的に比較可能な指標はございませんが、高いレベルにあるのではないかと思います。これを上げるというより維持することが、結果として県全体の省エネ意識を高めることになるのではないかとということで、達成可能な段階にとどめるということではなく、高いレベルを何とか維持したいという考え方に基づき指標設定をさせていただいたものでございます。

○千田美津子委員 現状はわかりました。ただ現行の目標値を下げるとなると、後退するように思えたものですから、現行を維持しながら上を目指すという方向と捉えてよろしいですか。それからもう一つ、特に若い方々の省エネも含めての意識が少し薄れてきている部分があるようでして、層を絞った対策が必要ではないかと思っているので、ぜひ若い方の意識を高めるような取り組みをお願いしたいと思います。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 今委員がおっしゃったように、若い世代から意識を高めていくことが必要だと考えておりまして、現在温暖化を防ごう隊ということで、小学生を対象に夏休みなどに取り組みをしていただいているところでございますので、そういった意識づけを行いながら、その意識を家庭や職場にも広げていくような形で、取り組みを推進していきたいと思います。

○関根敏伸委員 再生可能エネルギーの導入促進について、何点か質問をさせていただきます。

主な課題として、地域の観光や地場産業振興等と相まった導入促進が必要とされておりますが、取り組みの強化、見直し事項等として、地場企業の参入促進のほか、送電網の接続規制の解消に向けた要望の強化についても必要ではないかと思うのですが、地場企業の参入促進に向けた具体的な取り組みの状況と、接続制約の解消に向けた課題と要望に対する進捗状況がどのようなになっているかについて、お聞きしたいと思います。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 まず、地場企業の参入促進につきましては、昨年度に風力発電導入構想を策定しておりまして、そちらを特に重点的に進めたいと考えておりますが、風力発電設備は多くの部品を必要とすると聞いておりますので、そのような部

分でうまく地元の企業ともマッチングできないか、今年度市町村との意見交換会の場を設けましたので、その中で意見交換しながら進めていければと考えております。

それから、送電網の接続規制の解消につきましては特に非常に大きな課題だと考えてございます。他県の事例などを見ますと、複数事業者が共同で費用を負担しながら接続を行っている事例もあるようでございますので、そのあたりを研究しながらうまく接続規制の解消が進むような形で進めていければと考えております。

○**関根敏伸委員** ぜひこの二つについては、具体的な形になるように継続的に取り組んでいただきたいと思います。確か予算特別委員会の中で、地場企業の再生可能エネルギーの導入割合は2割から3割程度というような話があったかと記憶しておりますが、エネルギーの地産地消と同時に、地域でお金を循環させるという取り組みにおいて、市民参加型のファンドを設立して提携事業に参入しているところもあるようですし、電力事業への参入ではなく、設備の部品製造への参入も方向性の一つとしてあるというお話でしたけれども、他県でそのような部分に力を入れているところもあるようですから、岩手県としてもぜひ具体的な形に結びつけていただきたいと思いますし、送電網の接続規制の解消についても同様でありますので、ぜひよろしくお願ひしたいということで要望したいと思います。

もう一つは、水素エネルギーの利活用についてです。新年度予算に初めて計上されましたが、あくまで方向性を探る中で、ようやく緒についたばかりというような部長の答弁もありました。宮城県などの他県の動きを見ていると、岩手県もまさに緒についたばかりであると思いますし、新年度に検討してどういう結果になるのかわかりませんが、実施するからにはやはり腹を据えて長期的に考えていかなくてはいけないと思いますし、実施しないのであれば、岩手県ならではの別の方向への傾注の仕方というものもあると思うのですが、その辺の方向性についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○**小笠原温暖化・エネルギー対策課長** 水素エネルギーの利活用の取り組みにつきましては、来年度予算に計上しまして、本県においてどのような形で活用可能かどうか検討していきたいと考えております。宮城県、福島県などは進んだ形で取り組みを行っておりますので、そのようなところとも意見交換をしながら、また事業者の意見も聞きながら、本県にふさわしい取り組みの方向性について研究を進めていきたいと考えております。

○**佐々木努委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木努委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木努委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から国土利用計画岩手県計画の改訂についてほか4件について発言を求められておりますので、これを許します。

○松本環境担当技監兼環境保全課総括課長 国土利用計画岩手県計画の改訂について御報告いたします。

環境福祉委員会資料ナンバー7―1をごらんください。資料の訂正がございます。4、計画（素案）の概要（2）の3ポツ目でございますが、安全・安心を実現する県土利用とすべきところ、安全・安全となっております。安全・安心に訂正をお願いいたします。

御説明をいたします。改訂の趣旨等でございますが、平成27年8月に国土利用計画全国計画が変更されたことから、全国計画を基本として平成20年に策定した現行の第四次計画を見直す必要があること、また、東日本大震災津波の経験や人口減少等の県土利用をめぐる基本的状況の変化等を踏まえ、記述内容及び利用区分別の規模目標等を見直す必要が生じたため改訂するものでございます。

計画（素案）の概要は、第五次国土利用計画全国計画を基本とするとともに、県の諸計画との整合性を図り、基本方針として県民の暮らしを支える県土利用、自然環境や美しい景観を守り生かしていく県土利用、安全、安心を実現する県土利用を掲げております。

今後、パブリックコメント等の手続、岩手県国土利用計画審議会への諮問、答申を経て県議会6月定例会への御報告後、計画の策定、公表を予定しているものであります。

資料ナンバー7―2の概要、7―3の計画（素案）につきましては説明を割愛させていただきまして、以上、国土利用計画岩手県計画の改訂について御報告いたしました。

○田村資源循環推進課総括課長 続きまして、第二次岩手県循環型社会形成推進計画の策定について御報告いたします。

この計画は5年ごとに更新している計画でございますが、今年度は次期計画の策定の年となっております。12月の定例会でも御報告させていただいたところでございます。それでは、環境福祉委員会資料ナンバー8―1に基づいて説明をさせていただきます。

策定の趣旨等でございますが、岩手県廃棄物処理計画の第四次計画として策定するとともに、資源循環の推進、ゼロエミッション化を初めとする3Rの取り組みを図るなど、循環型社会形成を推進するための本県における基本的な計画として策定するものでございます。根拠法令につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び循環型社会形成推進基本法でございます。

計画案の概要について、内容は資料ナンバー8―2のとおりでございますが、前回から文言の整理ということではほぼ変わっておりませんので、中身につきましては省略させていただきます。循環型地域社会の形成に向けた施策展開の考え方でございますが、（1）、廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの推進、（2）、廃棄物処理体制の強化、（3）、適正処理

の推進、以上の三つの柱で計画を構成しているところでございます。

5の12月定例会報告後の取り組み状況でございますが、平成27年11月から12月にかけてパブリックコメントを行ったところ、御意見等はございませんでした。平成28年1月に循環型社会計画策定特別部会及び環境審議会に諮問いたしましたところ、事務局案通りということで答申をいただいたところでございます。本日の常任委員会で報告をさせていただきます、3月末に公表する予定としております。

以上で、第二次岩手県循環型社会形成推進計画の策定についての御報告を終わります。

○中野県民生活安全課長 岩手県犯罪被害者等支援指針の改訂について御説明いたします。環境福祉委員会資料ナンバー9—1をごらん願います。

1の改訂の趣旨等でございますが、犯罪被害者等に対する支援と犯罪被害者等を支える社会づくりの取り組みを総合的、体系的に推進するもので、現行指針について国の基本計画を踏まえ、施策の進捗状況等を勘案して改訂しようとするものでございます。この指針は犯罪被害者等基本法第5条第1項及び岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第15条第1項を根拠としております。

改訂案の概要であります、平成20年12月に策定した指針を国の第3次犯罪被害者等基本計画を踏まえて改訂するものでございます。具体的施策は、国の基本計画の五つの重点課題に沿った構成で体系化するものでございます。今後のスケジュールでございますが、本日常任委員会に報告後、指針の改訂を公表することとしております。

資料ナンバー9—2をごらん願います。指針策定の背景でございますが、本県では平成19年4月に岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を施行し、平成20年12月に岩手県犯罪被害者等支援指針が策定されたものでございます。真ん中の指針の趣旨等でございますが、犯罪被害者等に対する支援と犯罪被害者等を支える社会づくりの取り組みを総合的、体系的に推進するもので、県としての基本的な考え方や施策の方向性と体系を示すとともに、犯罪被害者等を地域社会で支えていくためのものでございます。

右側の基本目標でございますが、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇がなされること、犯罪被害者等のための施策が適切に講じられ、関係機関、団体が連携し、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れなく受けることができることの二つがポイントでございます。

中段は犯罪被害者等の現状と支援の必要性及び被害者支援の推進体制でございますが、説明は省略させていただきます。

下段の具体的推進施策について御説明いたします。これは県が取り組む具体的な施策を掲げたもので、五つの重点課題に合わせた体系になっております。重点課題1が損害回復、経済的支援等への取り組みで、内容は損害賠償請求等に関する周知等でございます。重点課題2が精神的、身体的被害の回復、防止への取り組みで、内容は保健医療サービス、福祉サービスの充実等でございます。重点課題3が刑事手続への関与拡充への取り組みで、内容は刑事手続参加のための情報提供や体制整備等でございます。重点課題4が支援体制

等の整備充実で、内容は関係機関による総合的な支援活動と情報提供の充実等でございます。重点課題５が県民の理解の増進と配慮、協力の確保の取り組みで、内容は県民の理解の増進のための広報等の取り組みの推進となっております。

続きまして、第 10 次岩手県交通安全計画の作成について御説明いたします。お手元の環境福祉委員会資料ナンバー10—1 をごらんください。作成の趣旨等でございますが、陸上交通の安全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中央交通安全対策会議で作成した交通安全基本計画に基づき、岩手県交通安全対策会議が作成するものでございます。この計画は交通安全対策基本法第 25 条に基づくものでございます。

計画案の概要でございますが、道路交通の安全、鉄道交通の安全及び踏切道における交通の安全に関する対策等について定めるものであります。今後岩手県交通安全対策会議の幹事会で計画案を決定することとなっており、計画案の骨子を添付しておりますので、御了承願います。今後のスケジュールでございますが、5 月から 6 月にかけてパブリックコメント及び地域説明会を実施し、その結果を踏まえて 7 月の常任委員会で計画案を報告し、岩手県交通安全対策会議で計画決定後、公表及び国への報告を行うことになっております。

次に、計画の作成につきまして、資料ナンバー10—2 をお開き願います。計画作成の趣旨は先ほど説明しましたので、省略いたします。期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間でございます。岩手県交通安全対策会議でございますが、会長は知事、委員は 19 名で、東北運輸局等の国の指定地方行政機関の長など、県教育長、県警察本部長のほか知事が指名する職員などで構成されているものでございます。

2 の交通事故の現状と特徴でございますが、道路交通事故では去年の死者数が 80 人、交通事故件数は 2,560 件でございました。特徴といたしましては致死率が高いこと、高齢者の死者が多いことなどが挙げられます。鉄道事故では、本県の平成 26 年度の発生件数は 6 件、死者 5 人となっております。踏切事故では本県の平成 26 年度の発生件数は 1 件、死者 1 人となっております。

次に、計画の骨子（案）でございますけれども、国の計画に倣い、道路交通の安全、鉄道交通の安全、踏切道の交通の安全の 3 章で構成することとしております。

道路交通の安全では、対策を考える視点の中の重点的に対応すべき対象として、高齢者及び子供の安全確保など 3 項目を掲げ、交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項として、交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進など 3 項目を掲げておるところでございます。右側には講じようとする施策として、道路交通環境の整備など八つの柱を掲げているところでございます。鉄道交通の安全、踏切道の交通の安全でも同様に、対策を考える視点と、講じようする施策を掲げているところでございます。

○千葉若者女性協働推進室長 いわて県民情報交流センター（アイーナ）入館者数に係る不適切事案がございましたので、委員会に報告させていただきます。環境福祉委員会資料ナンバー11 をごらん願います。

まず経緯でございますが、平成 28 年 2 月 10 日、利用者の県民の方から県に対して、アイーナの職員が先月、入館者数を増加させるために 3 階の入り口で往來を繰り返していたが問題ではないかとの通報がございました。県は直ちに、指定管理者に対して事実関係の確認と詳細調査を指示したところでございます。指定管理者からの報告が 2 月 29 日にございました。報告は、指定管理者グループの本社コンプライアンス担当職員等によるスタッフ職員への個別ヒアリング調査等に基づくものでございます。

事案は、1 月 23 日にアルバイトが指定管理者グループの運營業務スタッフ職員の指示で、入場者のカウンターのある 3 階入り口で行っていたものであるとのことでございました。その現場につきましては、次のページの 2 の現場図をごらん願います。アイーナには入場者数をカウントするために 1 階と 3 階に検出器がございましたが、今回の事案は 3 階の左側の喫煙室付近にある入り口の検出器前を往復していたというもので、喫煙中の県民の方にその不審な行動を指摘されたものでございます。

前のページにお戻りください。県民の方から当該行為について指摘があったにもかかわらず、指定管理者は県に対する報告を怠っていたものでありますが、ヒアリングにより、過去にも同様の行為が行われていた事実が判明いたしました。合計で最大 2,380 人程度の不正カウントが行われたものと推計されます。なお、当該行為は運營業務総括責任者個人の判断で行われており、責任者会議でも具体的な指示はなく、関係者間で共有されていなかった事案であります。動機につきましては、アイーナの入館者数の実績が県及び評価委員会からの施設管理に対する評価にとって重要と思い込み、年度末が近づき入館者が前年度割れすることに対する危機感や、入館者数へのこだわりであったとのことです。

アイーナの入館者数の状況と、今回判明した不正カウントにつきましては、2 ページ目の 1 の入場者数の推移をごらん願います。なお、県といたしましては、入館者数の目標やその達成について指定管理者に求めているものではございません。

前のページに戻っていただきまして、報告を受けた後の県の対応でございますが、指定管理者からの報告を受け、3 月 8 日に随時モニタリング、県による調査、確認行為を実施し、報告書の内容を確認いたしました。その結果、今回の事案につきましては、指定管理者と県との協定書に照らして改善勧告と指定管理料の減額に該当すると判断し、3 月 14 日付で改善勧告を行い、3 月 17 日までに改善計画書の提出を求めたものでございます。

その後、県の改善勧告に基づき 3 月 17 日に指定管理者からの改善計画書の提出がございました。改善計画の概要でございますが、アとして指定管理者グループにおける内部統制の強化、いわゆるガバナンスの強化でございます。それから、イとしてコンプライアンスの徹底、ウとして責任者の交代などにより再発防止に努めることとなっております。県の対応といたしましては、改善計画書の提出を受け、内容を確認の上、3 月 18 日に計画を承認するとともに、指定管理料から減額する金額を通知いたしました。

事案の公表につきましては、アイーナのホームページ及び館内掲示によって 3 月 15 日、3 月 18 日に行っております。

終わりに、今回の事案は県民の信頼を損なう行為であり、まことに遺憾でございます。今後、県といたしましては、指定管理者の再発防止に向けた改善計画が確実に実行され、アイーナの適切な管理運営がなされるよう指導、監督に万全を期したいと考えております。

○佐々木努委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○千田美津子委員 第二次循環型社会形成推進計画が公表されるということでありまして、平成 15 年から平成 25 年にかけての一般廃棄物排出量は、平成 22 年度を最少量としてほぼ横ばいの状況で、大変努力されていると思うのですが、計画期間である今後 5 年間の中で、ごみ処理広域化の推進が図られるということが非常に気にかかります。効率的なごみ処理という観点からの施策なのかもしれませんが、ごみ処理を広域化すると、全国的な流れからどうしても大型施設を設置することになります。私はそういうことよりも、その地域で処理できるような体制にするということと、ごみの減量化を徹底するということに主眼を置くべきだと考えるのですが、その点お伺いいたします。

○田村資源循環推進課総括課長 ごみ処理広域化に当たりましては、構成市町村にごみの減量化やリサイクルを推進していただいた結果として、従来施設の処理能力を合計したものよりも規模が小さく、かなり効率的な施設によりごみ処理を行えるということでございます。岩手沿岸南部クリーンセンターや岩手中部クリーンセンターでも、従来の処理能力の合計よりずっと小さい処理能力で設置されておりますが、その過程におきましてはごみの減量化、リサイクルを取り進めていただいているところでございますし、さらに熱エネルギーを回収し発電を行うということで、非常に合理的な処理体制となっておりますので、本県といたしましても、ごみ処理の広域化を進めていくものでございます。

○千田美津子委員 そうしますと、この第二次循環型社会形成推進計画の 5 年間の中には具体的にはどのような計画があるのか、その点をお伺いいたします。

○田村資源循環推進課総括課長 第四次廃棄物処理計画については平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画でございますけれども、これとは別に、ダイオキシン問題を契機として平成 11 年に定めましたごみ処理広域化計画というものがございまして、平成 29 年度までとなっております。その後、ストックマネジメント、いわゆるごみ処理施設の長寿命化というような考え方が関係者から示されるなどの状況の変化がございまして、現在のところ盛岡広域、県北、県南の 3 地域において、盛岡広域では施設集約という結論が出ておりますけれども、ほかの 2 地域では長寿命化を行った上での統合ということになっておりまして、こういう考え方も含めながら、今後ごみ処理広域化計画のほうを見直すかどうか、平成 29 年度までの計画となっておりますので、検討していきたいと考えております。

○千田美津子委員 画一的な考え方でなくてもよいと思います。県南地域では長寿命化ということで計画を立てていますが、かなりの経費がかかるものですから、将来を見通して、ごみの減量化をもっと進めた上での施設であればよいと思います。今後ともごみの減量化に主眼を置いた対応をお願いしたいと思いますので、その点お伺いして終わります。

○田村資源循環推進課総括課長 委員御指摘のとおり、ごみの減量化、リサイクル、発生

抑制を含めた3Rを推進していくことが重要でございますので、実際にそのような取り組みを行うのは市町村でございますが、県としても今後、市町村がその取り組みが進められるようにいろいろ支援していきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 予算特別委員会のときに政策地域部に質問させていただきましたけれども、ILCの誘致、工事、その後の研究にかかわる環境影響について、環境生活部として今どのようにかかわっているのか、また現段階でどのような取り組み、調査研究を含めて行っているのかお伺いしたいと思います。

○松本環境担当技監兼環境保全課総括課長 ILCにつきましては庁内ワーキンググループが設置されておりまして、環境アセスメントを所管する当部も参加の上情報を共有しております。ワーキンググループにおいては、中心となるトンネル工事自体については環境影響評価の対象ではございませんが、県が関与する計画でございますので、環境影響評価についても十分適切になされるよう、今後関係事業者に対して指導していくということで、情報共有がなされているところでございます。

○佐々木朋和委員 地下のトンネルということで、私も地上面での農業に対する影響ですとか、植物や野性の動物についての影響はないのだろうという思いでありましたけれども、そのような懸念もあるというような報道も一部ではなされているようであります。今ILCにとっては大事な時期でありますから、そのような不安についてはしっかりと受けとめて調査、研究をしていくことが必要であると思えますし、一方で事実と異なる情報については、県としても積極的に打ち消していくような情報発信も必要なのではないかと思うところであります。今のお話ですと実際に工事に着手してからの指導ということでありましたが、県としては、前もっての調査、研究や現時点の知見での情報発信等についてはお考えになっていないのか、伺いたいと思います。

○松本環境担当技監兼環境保全課総括課長 事業計画全体の細部がまだまだはっきりしないところもある現時点で、問題となる可能性があると考えられますのは、土砂や残土処理の関係、それから恐らく水が湧き出ることが予想されますので、関係する河川等の環境への配慮の必要があるということで、ワーキンググループで情報共有されております。

当部といたしましては、今後詳細が確定していく中にあっても傍観することなく、先ほど申し上げたとおりワーキンググループに積極的に参加しまして、環境への配慮に関する部分についてしっかりと担っていきたいと考えております。

○福井せいじ委員 アイーナの入館者数に係る不適切事案についてお伺いします。

まず、再発防止のため必要な措置を講じるよう改善勧告を行ったということで、その中で指定管理料の減額ということの一つのペナルティーとして科しているようですが、どのような基準により指定管理料の減額を行ったのか、またその金額について、今まで幾ら払っていたものを幾らに減額するのかということを教えていただきたいのですが。

○千葉若者女性協働推進室長 指定管理料の減額につきましては、協定書で定めている減額方法によって決定したものでございます。協定書におきましては、業務に不適切な部分

があつたり業務水準を満たしていない場合などに減額ポイントを加算して、その累計により四半期ごとに減額する割合を決めているものでございます。今回は、いわゆる虚偽報告といえますか、入館者数が不正であることを知りながら報告を行ったということで、減額ポイントが 42 ポイントになります。それをもとに一定の計算式に基づき算出された割合を施設全体の運営に係る委託料に乗じて、188 万円程度を減額しているものでございます。

○福井せいじ委員 四半期分の総額は幾らですか。

○千葉若者女性協働推進室長 四半期分の業務対象経費の総額 1,494 万円のうち、減額分は 12.6%に当たる 188 万円程度ということになります。

○福井せいじ委員 今の室長の報告では、虚偽報告が一つの減額事由に当たるということでありまして、このほかにもさまざまな減額事由があると思いますが、このような事案は、例えばハード部門の欠陥ということもあるでしょうけれど、最も信頼性を損なう行為であり、ただ単に虚偽報告ということで片付けられる問題ではないのではないかと私は思うのです。指定管理者には、アイーナ全体の運営を委託する業者としての信頼性があるのかどうか、いま一度確認する必要があるのではないかと思うのですけれど、いかがでしょうか。

○千葉若者女性協働推進室長 今回の虚偽報告につきましては、委員がお話しされたとおり、指定管理者の内部統制の欠如ということを重要な点として捉えました。アイーナは 4 者からなる指定管理者グループにより共同で管理運営されておりますが、この指定管理者グループからは、グループ間での情報の相互確認の仕組みですとか、コンプライアンスの徹底、監査委員の増員や監査回数の増加、不正、不祥事等の早期発見と未然防止のための内部通報の仕組み等を新たに構築するというような改善計画書の提出を受けておりますので、県としてもそれらの実施を進めながら、しっかりとした管理体制の構築及び監督に努めていきたいと考えているところでございます。

○福井せいじ委員 今さまざまな答弁いただきまして、もう一度確認したいのですが、この指定管理者グループとの委託契約の期限はいつまでとなっていますか。

○千葉若者女性協働推進室長 12 月議会で採択、御承認いただきましたが、今回の期間はことしの 3 月で終わりとなりまして、引き続き来月から 3 年間ということになります。

○福井せいじ委員 県民から通報のあつた 2 月 10 日以前の契約更改であつたということですが、虚偽報告というものは実は水増しということでありまして、さまざまな瑕疵の中で、実は最も重いものではないかと私は思うのであります。さまざまな業務に対する報告が果たして本当なのかどうか、これもまた非常に疑わしくなってくるわけでありまして、今後のことは改善計画書に書いてありますが、果たしてこれで足りるのか、私たちがさまざまな業務委託を行う上で、今後 3 年間、アイーナの運営業務を委託するに当たり、この指定管理者は本当に信頼するに足りるのであるかということを私は問いたいのですが、部長いかがでしょうか。

○根子環境生活部長 アイーナにつきましては、年間約 140 万人の利用があることから、県民の皆さんに非常に愛されており、多くの方々に利用されている施設であると認識して

おります。今回の事案は、アイーナの運営に対する県民の信頼を損なう行為でございますので、私もまことに遺憾であると思っております。

その上で、私どもも指定管理者からの報告を受けて職員を派遣しまして、さまざまな角度からモニタリングを実施し、改善勧告を行ったところでございますけれども、指定管理者から改善計画書が提出されましたので、先ほど室長が申し上げたとおり内部統制の強化やコンプライアンスの徹底などの重要な部分につきましては、改善計画に沿ってきちんと実施できるよう、私どももしっかりと注視し、そのような中でアイーナの適切な管理がなされるよう、指導、監督に万全を期して参りたいと考えてございます。

○**福井せいじ委員** そのあたりは環境生活部を信頼していきたいと思いますが、このような事案がもし再び委託期間中に発生した場合はどうなるのでしょうか。

○**吉田NPO・文化国際課長** 規定に基づき、再発の場合は指定取り消しという一番厳しい処分になります。

○**福井せいじ委員** わかりました。それと、前回の委託管理の入札手続きに関して、現在の指定管理者以外に参加したところはありませんでしょうか。

○**吉田NPO・文化国際課長** 今回の平成 28 年度からの第 4 期指定管理期間の応募につきましては、現行の 1 者のみでございましたが、前回の平成 25 年度からの第 3 期指定管理期間につきましては 3 者からの応募がございまして、現行の 1 者以外に、三菱電気とビルテクノサービスとの共同体である M J 共同体と、吉本グループからの応募がございました。

○**福井せいじ委員** いずれ、平成 28 年度からの 3 年間は現在の指定管理者グループに委託するわけでありまして、私は次回の契約も含めて、さまざまな意味でコンプライアンスを高めるとともに、競争関係をつくるような工夫が必要であると思っております。

そして、今年末でしたか、I L C に関する国際会議がまたアイーナで行われるということでもありますけれども、このような大事な国際会議の会場となるような施設の管理運営を委託しているわけですから、ぜひともそういったことも踏まえて今回の事案を受けとめて、二度とこういうことが起こらないようにしっかりと指定管理者の責任を追及し、そしてまた県民の信頼をしっかりと受けて、今後アイーナの運営を行っていただきたいと思います。

○**木村幸弘委員** 岩手県交通安全計画について伺いたいと思います。

先ほど御説明を伺いまして、改めて交通安全計画の中での岩手県交通安全対策会議の位置づけについて伺いたいと思います。計画の骨子の中では第 2 章、第 3 章で鉄道関係の安全について掲げられておりますが、今月、J R 釜石線のトンネルの崩落事故が起きましたし、昨年 12 月には J R 山田線の土砂災害による脱線事故も起こっております。鉄道事業者等との関係の中で、この交通安全対策会議がどういう位置づけになるのか、あるいはどのような役割を担い、どのような指導等ができるのか、その点について伺いたい。

○**中野県民生活安全課長** 岩手県交通安全対策会議についてでございますが、計画策定に当たっては東北運輸局に關与していただいておりますほか、今後は特別委員ということで鉄道関係の方も委員に入っていただく予定でございます。

○木村幸弘委員 そうすると、委員会構成の中には、特別委員という形で鉄道事業者も参加していて、常に意見交換ができるという形ですか。

○中野県民生活安全課長 特別委員につきましては、平成 28 年度から参加いただく方向で検討しておりまして、平成 27 年度現在は、まだ参加いただいていない状況でございます。

○木村幸弘委員 わかりました。この計画の骨子の第 2 章の対策を考える視点というところに、重大な列車事故等の未然防止というものが掲げられております。そうすると鉄道交通の安全については、施設に対する管理上の安全対策であるとか、インフラの実態がどうなっているのかなど、しっかりとこの機関の中でも協議して、指摘すべきところは指摘をしていくということが必要だと思いますけれども、その場合、例えば協議の中で課題として取り上げられた問題などについては、東北運輸局等が直接動いて事業者等の指導、監督に当たるということになるのでしょうか。

○中野県民生活安全課長 この計画自体は、各運営主体や東北運輸局のほうで原案をつくりまして、それを持ち寄りまして、委員、幹事等により協議を行うというものでございまして、今委員がおっしゃったとおり、そういう具体的な問題があればその委員会や幹事会の中で検討するというところでございます。

○千葉絢子委員 アイーナ入館者数に係る不適切事案について、3 階の見取り図を見ると、総合案内の向かって左側の喫煙場所の前をアルバイトの人が往復して入館者数を稼いだということですが、3 階の構造を見ていますと、玄関側の入り口から入ってくる方のほうが多いような気がするのです。実際には、喫煙する方がこの左側のドアから出て喫煙した後にもた入ってきた場合に、1 回としてカウントされていることになりませんか。

○千葉若者女性協働推進室長 カウントされます。

○千葉絢子委員 そうすると、そもそもこの入館者数がどのぐらい実態に沿ったものなのかということが非常に疑問なのですが、なぜここにカウンターを置くのでしょうか。

○千葉若者女性協働推進室長 カウンターについては、入館者数の大体の目安をはかるものとして捉えておりまして、そのためここにカウンターがございまして。御説明申し上げたとおり、1 階にもカウンターがございしますが、1 階店舗からの入館についてはカウントから漏れているということになります。ただ、大体の目安として入館者数を把握するという目的のためにこれらの場所にカウンターを設置していたものでございます。

人数のカウントの方法でございしますが、入館時に入館者の画像をカメラで捉えまして、入館時のみパソコンが判断してカウントしております。そうしますと、たばこを吸うためアイーナから出るときにはカウントされませんが、たばこを吸い終わって再び入館するときにはカウントされるということになります。ただそのほかにもカウントされない部分もかなりございまして、一応の目安という形でカウントしているものでございます。

○吉田 NPO・文化国際課長 補足いたします。見取り図にはいずれ喫煙場所としか書いておりませんが、この左手に、駐輪場から上がってくる屋外の階段がございまして、冬季間などは雪のため閉鎖している場合もありますが、そのような構造となっております。

○千葉絢子委員 私は、ここから入ってくる一般のお客様はお見かけしたことがなくて、大抵は1階からエレベーターなり、エスカレーターなりで入ってくるので、ここにカウンターがあることに気がつきませんでした。5回喫煙に出た人が5回戻ってくれば、5回入館したことになるので、言い方は悪いですけども、5人稼げます。それを考えると少しあこぎな感じがするのです。

○根子環境生活部長 この入館者数でございますけれども、室長が答弁したとおり、一つの目安としてこのような形で設置されているものと認識しております。今回の場合は、入館者数そのものよりも、入館者数を増加させようと明らかに意図的に行った行為自体が問題であると捉え、まことに遺憾であると考えているところです。

○千葉絢子委員 たばこを吸いに行った方が戻ってきたときもカウントされるとなると、入館者数の総数自体があやふやなものになると思います。県の職員の感覚ではなくて、普通の利用者からすれば、喫煙場所のところではなく1階の入り口にカウンターを設置するほうが、現実的な入館者数のカウントとなり適当ではないかと考えると思うのですが、その点について所感をお伺いして終わりたいと思います。

○根子環境生活部長 喫煙場所から出入りする入館者数については、今手元に資料がございませんので、それがどの程度のものであるかは不明ですが、例えば、この件数が全体からみてわずかであればこの部分についてはカウントしないという考え方もあるかもしれませんので、そこも含めていろいろ分析の上考えたいと思います。

○佐々木努委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

ここで、3月末をもって環境生活部の方々の中で異動される方、退職される方がいらっしゃるようであります。本当に長い間、お疲れさまでした。皆様を代表して根子部長から御挨拶をいただければと思います。

○根子環境生活部長 御指名でございますので、退職に当たっての挨拶をさせていただきます。最後ですので、多少簡潔明瞭でない挨拶になるやもしれませんが、その際はお許し願いたいと思います。

私は昭和54年に採用され、37年間さまざまな分野の県政業務に携わって参りました。執行部の説明員となって12年たちますが、総務部の副部長でしたので1年だけ総務委員会、商工文教委員会に説明員として出席いたしまして、それ以外の残り11年間は、環境福祉委員会の説明員として出席しております。最初が環境生活部、それから医療局、保健福祉部、また環境生活部と、3部局全てを経験いたしまして、そういうことで非常に思い出深い委員会であると思っております。

振り返るとこの環境福祉委員会の関係では、全国初の廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理の公共関与として、奥州市江刺区のいわてクリーンセンター立ち上げに携わりました。それから、国内最大級と言われました青森県境産業廃棄物不法投棄事案にも携わったほか、

無床化問題で大いに揺れました県立病院改革も担当いたしました。新しく設置された小さな組織でプロジェクト的な業務に携わることが多かったものですから、余り前例もなく試行錯誤の連続で、非常に苦しいことが多かった半面、ある程度自由にできる面もあって非常にやりがいがあったと感じています。

県議会の皆様には多くの叱咤激励、それから温かい御指導をいただきました。叱咤激励のほうが多かったのでございますけれども、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。特に印象深いのは、やはり医療局時代の県立病院改革でありまして、なかなか理解が進まなかったこともございましたが、それは私の力不足も一因だと思っております、その点についてはお許しいただきたいと思っております。

そして、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波の発災当時、私は保健福祉部の副部長でありまして、甚大な被害の中で被災者や被災地の支援について何から手をつけていいのかもわからない状態でした。ガソリン不足等もある中、高齢者や障がい者などの配慮を要する方々への支援、薬剤の提供、医療機関の復旧支援、その他もろもろ膨大な業務をこなしていくのが精いっぱいであると感じていました。

これまで私は、県議会と県執行部は、県民の皆さんが安心して心豊かに暮らせるという、目指すべき方向は一緒であるという気持ちで取り組んで参りまして、県職員を離れても、そういう思いは忘れないでいきたいと考えておりますので、今後ともさまざまな場面でおつき合いいただければと思います。長い間お世話になりました。大変ありがとうございました。

○佐々木努委員長 突然の指名、大変申しわけございませんでした。根子部長を初め皆様の御活躍を願っております。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。

この際 10 分間、3 時 10 分まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木努委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第 4 号平成 27 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○金田医療局次長 議案第 4 号平成 27 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案（その 1）の 14 ページをお開き願います。議案第 4 号平成 27 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）でございますが、これは給与改定などに伴い、給与費等の所要額を調整しようとするものでございます。

まず、第 2 条の収益的収入及び支出、第 3 条の資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。第 4 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、給与費等の補正に伴い所要の調整を行うもので

ございます。

それでは、予算に関する説明書の 97 ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明いたします。初めに、収益的収入及び支出について、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、1 目給与費については 9 億 8,500 万円余の増額を行うものでございます。

続いて、98 ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出について、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、2 目建物費 200 万円余の減額は、給与に係る事務費の調整を行うものでございます。なお、99 ページ以降の事業変更予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書等につきましては、ただいま説明をいたしました予算の補正に伴う変更あるいは補正内容の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 74 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原経営管理課総括課長 それでは、議案第 74 号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その 3）の 305 ページをお開き願います。なお、説明につきましては、便宜お手元に配付しております資料、議案第 74 号権利の放棄に関し議決を求めることについてに従い御説明いたします。

まず、1 の提案の趣旨でございますが、県立病院における過年度未収金に係る権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の放棄する権利の内容等でございますが、（1）、放棄する権利の内容は過年度個人未収金である医療費等の自己負担で、年度を越えて未収金となっているものでございます。（2）、放棄する額等につきましては資料の表のとおりでございますが、次ページをお開き願います。中ほどの放棄する理由別件数及び金額について、理由別に申し上げますと①、債務者等の所在不明により時効の援用の確認ができないものが 11 件、118 万 4,388 円でございます。電話、文書により催告を行っていたものですが、支払いがなされないま

ま所在不明となり、住民票請求等により調査したところ所在が判明せず、時効の援用の確認ができないところから権利を放棄しようとするものでございます。

次に、②、自己破産による免責決定によるものが7件、52万8,470円です。こちらも催告を行っていましたが、債務者が自己破産し、免責決定となったため、請求不可能となったことから権利を放棄しようとするものでございます。

③、債務者及び相続人全員死亡によるものが1件、72万6,000円でございます。債務者の死亡により、請求先を確認するため戸籍請求による調査を行った結果、既に相続人全員が亡くなっていることが判明したものであり、請求先がなく請求不能となったことから権利を放棄しようとするものであります。

④、外国籍による相続人不明によるものが1件、49万7,330円です。債務者の死亡により相続人の確認をするため戸籍調査を行おうとしましたが、外国籍のため戸籍調査が不可能となり、相続人不明のため請求ができないことから権利を放棄しようとするものであります。

最後に、⑤、相続放棄によるものが9件、241万5,358円です。債務者の死亡により相続人への請求を行いましたが、相続人全員が相続放棄をしたため、請求が不可能となったことから権利を放棄しようとするものであります。

以上、合計29件、535万1,546円でございます。

次に、3の権利放棄にかかる経緯でございますが、ただいま申し上げた経緯をまとめたものでございます。また、以降には欠納欠損の処理等の基準及び手続に関するガイドラインで定める議会の議決により権利放棄を行う場合の規定と、過年度個人未収金年度末残高の推移について参考として掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○佐々木努委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって医療局関係の議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。医療局の皆

様は退席されて結構です。

委員の皆様には、次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、勤務医から見た県立病院の課題等についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木努委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。